

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	67 件
国民年金関係	22 件
厚生年金関係	45 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	94 件
国民年金関係	53 件
厚生年金関係	41 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年度のうち 3 か月

私は、昭和 36 年に国民年金に加入し、私が会計を務めていた組合を通じて夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。妻の保険料は納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は昭和 45 年度のうち 3 か月とされているが、オンライン記録から、同年度の保険料の納付月数は定額保険料 9 か月とされていることが確認でき、また、申立人が所持する年金手帳から、申立人は、付加保険料の納付の申出を申立期間中の昭和 46 年 1 月 1 日に行っていることが確認できることから、申立期間は 46 年 1 月から同年 3 月までの期間と特定される。

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金制度発足当初から 60 歳に到達するまでの国民年金保険料を全て納付しており、申立人が保険料を納付していたとする申立人の妻は、国民年金制度発足当初から 60 歳に到達するまでの保険料を完納している。

また、上記のとおり、申立人は、申立期間当初に付加保険料の納付の申出を行っている上、申立期間直後の同年 4 月以降 60 歳に到達するまでの期間の付加保険料を全て納付していることから、申立期間の付加保険料を含めた保険料を未納のままにしておいたとは考えにくいことなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月から 52 年 6 月まで

私は、会社を退職して自営業になったので、申立期間当時加入していた組合の経理担当者に国民年金の加入手続をしてもらい、国民年金保険料を納付してもらった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和52年1月から同年6月までの期間については、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していること、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和54年2月に払い出されており、当該時点で、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立人の両親は、加入していた組合の経理担当者に家族の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてもらっていたとしており、申立人の両親は、国民年金制度発足当初から60歳に到達するまでの保険料を完納していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち昭和51年12月については、当該組合の経理担当者が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、申立人の手帳記号番号払出時点からみて当該期間の保険料を納付するためには、当時実施されていた第3回特例納付による以外にないが、保険料を納付してくれたとする当該組合の経理担当者から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるほか、申立人は、特例納付をして受給資格期間を満たさなければならぬ状況になかったことなど、上記経理担当者が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 10 月から 60 年 6 月まで
② 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 49 年 7 月に会社を退職した後、母に勧められ国民年金に加入し、国民年金保険料の納付を開始してから第 3 号被保険者となるまで、送られてきた納付書で保険料を全て納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3 か月と短期間であり、申立人は、当該期間直後の第 3 号被保険者への資格種別変更手続を適切に行っているほか、当該期間直前の昭和 60 年 11 月及び同年 12 月の保険料を 62 年 10 月に納付していることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点で、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付時期に関する記憶が曖昧であるほか、当該期間直後の昭和 60 年 7 月から同年 10 月までの保険料は 62 年 9 月に、その後の 60 年 11 月及び同年 12 月の保険料は 62 年 10 月にそれぞれ過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、これらの過年度納付時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年8月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月から52年3月まで

私たち夫婦は、結婚して3、4年たった頃に夫婦で国民年金に加入したとき、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を遡って納付した。夫は申立期間の保険料が納付済みになっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和52年4月以降60歳に到達するまで国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付している。

また、国民年金手帳の記号番号が夫婦連番で払い出された昭和52年12月時点で、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったほか、一緒に過年度納付したとする夫の申立期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年5月まで

私は、結婚後、私の夫と一緒に国民年金に加入して、昭和43年6月に夫と一緒に厚生年金保険に加入するまでの期間の国民年金保険料を夫と一緒に納付してきた。夫の国民年金保険料は納付済みになっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの期間については、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録及び国民年金受付処理簿によれば、昭和40年8月から同年12月頃に払い出されていることが推認できることから、申立人の当該期間の国民年金保険料は、現年度納付することが可能である。

また、申立人の夫の保険料は、オンライン記録によれば、申立人が国民年金に加入し保険料を納付し始めた昭和40年8月及び同年9月の期間が厚生年金保険料と重複納付されていたことから、平成21年12月15日に還付されていることが確認できる。これらのことから、申立人は、夫の国民年金の再加入手続と自身の加入手続を同時に行い、昭和40年8月から夫婦一緒に保険料を納付していたことがうかがえ、申立人の申立内容に一定の整合性が認められる。

さらに、オンライン記録によれば、申立人の夫は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの期間の保険料を納付済みである。

一方、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月及び同年5月の期間については、前述の手帳記号番号の払出しの時期から申立人の当該期間の保険料は、現年度納付することが可能であるものの、オンライン記録によれば、申立人と一緒に保険料を納付していたとする夫の保険料も未納であることが確認できる。

加えて、申立人が、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月及び同年 5 月の期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。このほか、申立人が、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月及び59年11月の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年5月から45年4月まで
② 昭和56年10月
③ 昭和59年11月

私は、昭和38年から41年頃までの間に国民年金の加入手続を行い、申立期間の①、②及び③の国民年金保険料を納付してきた。また、申立期間の①については、そのほとんどの期間の領収証書を所持している。申立期間の①、②及び③の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の②及び③について、申立人は、「申立期間の②及び③の国民年金保険料は自宅に届いた納付書により、最寄りの金融機関又は郵便局において納付した。」と述べており、当該期間当時の保険料の納付方法と符合する。

また、申立人が納付したとする申立期間の保険料の納付金額は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致しており、申立人の申立内容に一定の整合性がみられる。

加えて、申立期間の②及び③はそれぞれ1か月と短期間であり、また、申立期間の③の前後の期間の保険料は、オンライン記録によれば、納付済みであることが確認できる。

一方、申立期間の①について、申立人は、「私は、昭和38年から41年頃までの間に国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、50年4月頃に払い出されていることが推認できる。

さらに、申立人が申立てをした根拠として提出した昭和41年4月から45年4月までの49か月間の保険料を納付したことを示す8枚の領収証書をみると、記載されている納付期間は申立期間のものであるものの、申立人の36年4月から40年4月までの期間の保険料は、オンライン記録によれば、第2回特例納付により納付されたことが確認で

きる。また、当該領収証書の1か月当たりの納付金額が全て900円となっており、保険料収納年月日が第2回特例納付の実施期間中である。さらに、納付記録の入力に際し、国民年金保険料滞納期間について納付があったときはその納付額は、先に経過した月の分から順次に充当される旨が国民年金法附則（昭和48年9月26日法律第92号）第18条第3項及び第4項に定められている。これらのことから、36年4月から40年4月までの49か月の国民年金保険料は、申立人が所持する前述の保険料の領収証書により収納された保険料であるものと推認できる。

加えて、申立人が、申立期間の①の保険料を納付してきたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人が、申立期間の①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見うけられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の①、②及び③のうち、申立期間の②及び③の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 13 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 4 月
② 平成 13 年 8 月から同年 10 月まで

私は、国民年金の加入時期は憶えていないが、加入後は自宅に届いた納付書で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間は 1 か月と短期間であり、申立人の基礎年金番号は平成 12 年 12 月 20 日に付番されており、当該期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立人が納付したとする金額は当時の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、平成 13 年 8 月に会社を退職した後の国民年金の再加入手続及び保険料の納付場所に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、当該期間の国民年金の再加入手続を行わないまま厚生年金保険被保険者資格を再取得したため、未加入期間適用勧奨の対象とされ、15 年 2 月 25 日に作成された国民年金未適用者一覧表に記録されたことがオンライン記録で確認できるほか、当該期間は国民年金加入期間として 16 年 10 月 18 日に記録追加されており、この記録追加時点では時効により保険料を納付することができないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 13 年 4 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から8年3月まで
私は、平成7年3月に会社を退職し、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った。その際に免除申請はしておらず、私か姉が国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間を含め厚生年金保険から国民年金への切替手続きを適切に行っている。

また、申立人は申請免除の手続きを行った記憶は無いと説明しており、申立人が居住していた区では、申立人が国民年金の第2号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きを平成7年6月2日に行っている記録があるとしている一方、オンライン記録では当該種別変更手続き前の同年5月31日に免除申請を行っている記録があるほか、申立期間中の同年6月21日に昭和48年4月から49年9月までの保険料を還付決議している記録があり、当該還付決議時点では申立期間直前の平成7年3月分の保険料に充当することが可能であったにもかかわらず、還付処理を行っているなど、申立人の年金記録の管理も適切に行われていなかった状況が見受けられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から47年3月まで

私は、国民年金の加入手続を行った後、未納がないように遡って国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和48年12月時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能な期間であったほか、申立人が所持する領収証書から申立人は申立期間後の47年7月から48年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間直後の昭和47年4月から同年6月までの保険料は、申立期間当時申立人が居住していた市の国民年金被保険者名簿により納付済みであることが判明し、平成22年7月13日に未納から納付済みに記録が訂正されているなど、申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった状況が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年12月

私は、国民年金保険料の納付勧奨を受け保険料を納付した。国民年金の加入期間が3日だけなのに1か月分の保険料を納付しなければならないことを不満に思いながらも納付したことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、平成15年5月9日に申立期間の過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認できる。当該過年度納付書は、申立期間のほかに未納期間がなかったことから、申立期間の保険料に係るものと認められるほか、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間の保険料額とおおむね一致することなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年10月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月から8年3月まで

私は、20歳から数年遅れて国民年金の加入手続きを行い、それまで納付していなかった国民年金保険料を遡って金融機関で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年10月から8年3月までの期間については、申立人は申立期間後の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は、8年11月に払い出されており、当該払出時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立人は、送付されてきた納付書により金融機関で保険料を納付したと説明しており、その内容は当該期間当時の過年度保険料の納付方法と合致していること、申立人は、母親から資金を借りて保険料を納付したと説明しており、納付したとする金額は当該期間の保険料額とおおむね一致し、また母親は未納保険料分として相応の額を申立人に貸したことを記憶していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、平成6年8月及び同年9月については、申立人の手帳記号番号の払出時点で当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年10月から8年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から61年3月まで
私の妻は、私の国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の国民年金保険料を毎月一緒に納付してくれていた。申立期間の妻の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き昭和50年7月から厚生年金保険に加入する直前の平成8年10月までの国民年金保険料を全て納付しており、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間を含めて60歳に至るまでの国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

また、申立人の妻は、夫婦の保険料を一緒に納付していたと説明しており、夫婦が所持する領収証書によると、申立期間の後の昭和62年4月から平成8年10月までの期間については、夫婦の保険料領収日が同一であることが確認できるほか、申立期間の妻の保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立人及びその妻は、申立期間前後を通じて、住所や職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないほか、申立人は当時の収入にも大きな変化は無かったと説明するなど、申立内容に不自然さは見られず、妻があえて申立人の申立期間に係る保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで
私の母は、私が20歳になった昭和45年頃に国民年金の加入手続きを行い、61年11月に厚生年金保険に加入するまで私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と短期間であり、申立人は、20歳になった昭和45年*月以降、申立期間を除き、厚生年金保険に加入する直前の61年10月までの国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親及び母親と一緒に保険料を納付していたとする申立人の父親は、申立期間を含め、60歳に到達するまでの自身の保険料をおおむね納付しているほか、申立期間前後を通じて、申立人及びその両親の住所に変更は無く、その生活状況にも大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 47 年 1 月から同年 3 月まで

私は、夫が会社を退職した昭和 44 年 1 月頃、夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3 か月と短期間であり、申立人は、昭和 44 年 4 月以降、当該期間を除き 60 歳に至るまで国民年金保険料を全て納付していること、申立人が保険料を納付したとする市の出張所は、当時開設されており、現年度保険料の収納を取り扱っていたこと、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額におおむね一致することなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 44 年 5 月時点では、当該期間の保険料については過年度納付する必要があるが、申立人は当該保険料を印紙を貼付する方法で納付したと説明しており、当該納付方法は、過年度納付の方法と相違するほか、保険料を納付したとする市の出張所は過年度保険料の収納を取り扱っていないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 7 月から同年 9 月まで
② 昭和 60 年 4 月から同年 6 月まで
③ 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 61 年に国民年金の加入手続を行った際に、区役所の職員から過去の国民年金保険料を納付するよう勧められたため、送付されてきた納付書で 2 年分の保険料を遡って納付した。申立期間①及び②の保険料については領収証書を所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、当該期間は 3 か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 61 年 4 月から 6 月頃に払い出されており、当該払出時点で、当該期間の国民年金保険料は納付することが可能であり、当該期間直前の 60 年 10 月から同年 12 月までの期間の保険料は納付済みであるほか、当該期間直後の 61 年 4 月以降、保険料を全て納付しているなど申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の所持する領収証書から、当該期間の保険料は昭和 61 年 12 月 24 日に納付されていることが確認できるが、時効期間経過後の納付であったため、当該期間の納付済保険料は直後の 59 年 10 月から同年 12 月までの保険料に充当されていることが申立人の所持する「国民年金過誤納保険料充当通知書」及びオンライン記録から確認できること、また、申立期間②についても、申立人の所持する領収証書から、当該期間の保険料は 62 年 8 月 10 日に納付されていることが確認できるが、時効期間経過後の納付であったため、当該期間の納付済保険料は直後の 60 年 7 月から同年 9 月までの保険料に充当されていることがオンライン記録で確認できることなど、申立人がこれらの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺

事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から51年6月まで
② 昭和53年4月から62年9月まで

私は、区役所から通知が来たので、国民年金に加入し、加入前の未納だった国民年金保険料は加入手続時と結婚後に分割して納付し、加入後は付加保険料を含め保険料を毎月納付してきた。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②の付加保険料を含む保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和50年1月から51年6月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は52年3月頃に払い出されており、この払出時点では、当該期間の国民年金保険料は過年度納付又は現年度納付することが可能であったほか、申立人は加入手続時に遡って納付することが可能であった期間の保険料を納付したと説明しており、当該期間直後の51年7月から上記払出しまでの期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和48年4月から49年12月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の手帳記号番号が払い出された上記時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は当時居住していた区の担当者から、20歳まで遡って全ての保険料を納付することはできないとの説明を受け、一部の期間の保険料は納付できなかったことは認識していると説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は付加保険料を含む保険料を毎月納付して

いたと説明しているが、申立人が当時居住していた区の保険料の納付は3か月ごとであり、当時の納付頻度と異なり、申立人は保険料の納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧であるほか、当該期間の付加保険料については、昭和52年3月に付加保険料の納付申出を行っていることが確認できるものの、当該期間直前の52年3月から53年3月までの定額保険料は過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、付加保険料は、制度上、遡って納付すること及び定額保険料を納付せず付加保険料のみを納付することはできないなど、申立人が当該期間の付加保険料を含む保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から51年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年6月の国民年金保険料の定額保険料並びに52年4月、同年5月及び54年6月の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和52年4月及び同年5月
② 昭和54年6月

私は、国民年金に加入後、付加保険料を含め国民年金保険料は未納が無いように気を付けて納付してきた。申立期間前後の期間の保険料は納付済みである。申立期間②の定額保険料並びに申立期間①及び②の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②の国民年金保険料の定額保険料については、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間前の昭和51年4月に払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳の「被保険者となった日」欄には「昭和51年5月4日」と記載されていることから、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であるほか、申立人は当該期間を除き国民年金加入期間の定額保険料を全て納付しており、当該期間は1か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間①及び②の付加保険料については、上記手帳の「被保険者となった日」欄には「附51.5.4」と記載されており、申立人がこの時期に付加保険料の納付の申出を行っていることが確認でき、当該期間前後の期間の付加保険料はいずれも納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料は付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

私は、大学を卒業する年齢になったときに国民年金に加入し、加入後は、家業の経理を担当していた長姉が、家業に従事していた両親、長姉及び長兄の分と一緒に私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は申立期間後の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立期間当時に申立人と同じく家業に従事し、長姉と一緒に保険料を納付していたとする申立人の両親、長姉及び長兄の申立期間のそれぞれの保険料は納付済みである。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和50年5月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であり、申立期間直後の昭和49年度分の保険料も過年度納付されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から37年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年9月から37年3月まで
② 昭和37年4月から同年7月まで

私の母は、私が結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。結婚後に自身で納付した4か月分の保険料については、年金手帳に判があるにもかかわらず、還付すると言われた。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料を還付するとされ、国民年金に未加入で保険料が未納とされることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間は7か月と短期間であり、申立人の婚姻前の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は申立期間を含め10年年金の保険料を完納し、申立人と同様に母親が婚姻までの保険料を納付していたとする申立人の妹は、申立期間を含め、昭和36年4月以降60歳に至るまでの自身の保険料を全て納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、当該期間は4か月と短期間であり、申立人が所持する年金手帳の昭和37年度の検認記録では、当該期間の保険料は納付済みであることが確認できるほか、申立人が所持する2冊目の年金手帳の資格得喪欄には、昭和37年4月10日に任意加入資格の取得が記載され、さらに「47年6月30日届出」と付記されていることから、申立人は37年4月*日の結婚の日に任意加入の申出をしたものとみなされていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年4月及び5月並びに8年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から同年10月まで
② 平成8年8月
③ 平成9年5月から同年11月まで

私の父は、国民年金の加入手続をしてくれ、加入当初の国民年金保険料を納付してくれた。平成6年から9年までは自身で保険料を納付し、その後、海外に留学していた期間は、父が保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち平成3年4月及び5月については、申立人の国民年金手帳の記号番号は3年7月頃に払い出されており、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、当該期間直後の3年6月から同年10月までの期間の保険料は、時効期間経過後の納付であったとして、6年5月27日に還付決議され、申立人の指定口座に還付金が振り込まれていることがオンライン記録から確認できるが、この還付決議に当該期間は含まれておらず、申立人はこの納付時点で当該期間2か月分の保険料を未納のままにしていたことは考えにくく、当該納付時点で既に納付済みであったと考えるのが相当であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、当該期間は1か月と短期間であり、前後の期間の保険料は現年度納付されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち平成3年6月から同年10月までの期間の保険料については、上記のとおり時効期間経過後の納付であったとして申立人に還付されていることがオンライン記録で確認でき、当該記録の過誤納発生日及び期間、過誤納理由、還付の対象期間及び金額、支払先金融機関口座番号等の記載内容に不自然、不合理な点

は認められず、ほかに当該期間の保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

申立期間③については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間直後の平成9年12月から10年3月までの期間の保険料は12年1月27日に、その後の10年4月から11年3月までの期間の保険料は11年7月15日にそれぞれ過年度納付されていることがオンライン記録で確認できるが、12年1月の過年度納付時点では当該期間の全部が、11年7月の過年度納付時点では当該期間の一部（平成9年5月分）がいずれも時効により保険料を納付することができなかつたことなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年4月及び5月並びに8年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで

私の母は、私の結婚を期に国民年金の加入手続をしてくれた。その際20歳からの未納期間が分かり、昭和47年*月の20歳から結婚する前の48年3月までの国民年金保険料を納付してくれたはずである。また、私が所持する領収証書では、昭和46年1月から47年3月までの期間の保険料が領収されており、20歳前の納付義務がない期間を含む納付書が作成されている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月18日付けの領収印が押された46年1月から47年3月までの期間の国民年金保険料の領収証書を所持しているが、領収金額は46年1月から47年3月までの保険料額ではなく、47年1月から48年3月までの保険料額と一致していること、この領収証書に記載された期間のうち、46年1月から同年12月までの期間は20歳前の無資格期間であることから、当該領収証書に記載された領収期間は誤って記入されたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 5 月、同年 6 月、平成 2 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 5 月及び同年 6 月
② 平成 2 年 5 月及び同年 6 月

私は、申立期間の国民年金保険料を夫の預金口座からの口座振替により夫の保険料と一緒に納付していた。また、口座振替ができなかったときは、送付される納付書により納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、それぞれ 2 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の夫の預金口座に係る「普通・納税預金元帳」の記録から、夫婦の保険料の口座振替が開始された昭和 62 年 4 月から申立期間②より後の期間まで、夫婦の保険料の振替日は一部の期間を除き同一日であることが確認できる。

さらに、夫の預金口座の上記記録では、申立期間①直前の昭和 62 年 4 月、申立期間②直前の平成 2 年 4 月及び直後の同年 8 月に係る申立人の保険料が口座振替された記録は確認できないものの、いずれの保険料もオンライン記録では納付済みとなっていることから、上記期間の保険料は納付書により納付されたものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、昭和 63 年 6 月から同年 12 月までの期間は 41 万円、平成元年 1 月から同年 12 月までの期間は 36 万円、2 年 1 月から 3 年 3 月までの期間は 32 万円、同年 4 月から 5 年 4 月までの期間は 38 万円、同年 5 月から 6 年 10 月までの期間は 47 万円、同年 11 月から 7 年 4 月までの期間は 41 万円、同年 5 月から 8 年 9 月までの期間は 47 万円、同年 10 月から 9 年 4 月までの期間は 44 万円、同年 5 月から 10 年 7 月までの期間は 47 万円、同年 8 月から 13 年 10 月までの期間は 44 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月 1 日から平成 13 年 11 月 1 日まで

A 社に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった昭和 63 年 8 月から平成元年 1 月まで、同年 3 月から 8 年 9 月まで及び同年 11 月から 13 年 10 月までの給料支払明細書及び給与明細書から、申立人は当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されている旨の記載があることが確認できる。

一方、A 社の元代表者は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と給料支払明細書等により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額が長期間にわたって相違していることについて、「申立人には大変な恩があり、その恩に報いるために、当社に来てもらい、高い給与を支払っていた。総支給額は、手取り額から逆算して計算したため半端な金額になっているはずであり、申立人の給与から社会保険料は控除していなかった。社会保険料は、会社で支払える範囲内の金額で届出を行い、会社で支払をしていた。また、申立人に給料支払明細書等とは別に社会保険料の明細書を渡していたので、申立人は保険料の控除額について当然承知していたはずである。」と供述

している。

そこで、申立人から提出のあった給料支払明細書等を確認したところ、元代表者の供述どおり基本給に円単くらいの金額を確認することができ、手取り額を先に決定していたことがうかがえ、また、申立人は、雇用保険の被保険者となっているところ、上記給料支払明細書等では雇用保険料の控除は確認できず、A社が負担していたことがうかがえる。また、申立人は、「給与手取り額は、低いときで30万円、高いときで50万円くらいをもらっていた。」と供述しているところ、給料支払明細書等で確認できる差引支給額とおおむね一致しており、同社の元代表者の供述から判断すると、差引支給額が申立人の総支給額であり、申立人のオンライン記録により確認できる標準報酬月額に基づく社会保険料は同社が負担していたと判断することもできる。

しかし、上記元代表者に対して、供述どおりの賃金台帳等、保険料の控除を立証する書類の提出を依頼したところ、当該書類の提出は無く、A社の経理担当者は、当該書類を保存していないと回答していることから、上記元代表者の供述を裏付ける書類は確認できない。

また、申立期間のうち一部期間にA社に勤務していた従業員の標準報酬月額は、オンライン記録によると9万8,000円と記録されているが、同従業員から提出のあった普通預金通帳の給与振込額は18万円程度であること、一部期間の源泉徴収票における支払総額及び社会保険料控除額から、9万8,000円より高い標準報酬月額に基づく保険料が控除されていること、自身の給料に比べて標準報酬月額が低くなっていると供述していることから、同社では、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく保険料の控除を行っていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち給料支払明細書等の提出がある期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、申立期間のうち昭和63年6月及び同年7月、平成元年2月、8年10月は給料支払明細書及び給与明細書の提出は無いが、当該月の前後の給料支払明細書等により、同程度の給与の支払を受けていたものと推認できることから、厚生年金保険料についても同程度の保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準報酬月額について、昭和63年6月から同年12月までの期間は41万円、平成元年1月から同年12月までの期間は36万円、2年1月から3年3月までの期間は32万円、同年4月から5年4月までの期間は38万円、同年5月から6年10月までの期間は47万円、同年11月から7年4月までの期間は41万円、同年5月から8年9月までの期間は47万円、同年10月から9年4月までの期間は44万円、同年5月から10年7月までの期間は47万円、同年8月から13年10月までの期間は44万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、

当時の資料が無く不明としているが、給料支払明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 21 年 1 月 7 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。なお、申立期間の標準報酬月額については、60 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 1 月 7 日から同年 4 月 1 日まで
A 社（現在は、B 社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社が保管する人事記録により、申立人が申立期間において A 社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、B 社は、「昭和 20 年度に入社した従業員の厚生年金保険への加入を入社日に合わせて行っていたが、被保険者資格の取得日が全員 21 年 4 月 1 日になっていたため、50 年頃、社会保険事務所に申し入れて、その当時、当社に在籍していた従業員について、資格取得日を実際に入社日に訂正してもらった。しかし、申立人のように、同年頃既に退職していた従業員の資格取得日は訂正されていなかったようだ。」と回答している。

このことは、申立期間当時、A 社に入社した従業員 50 人について、B 社から提出された入社日が記載された資料と A 社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿を確認したところ、上記名簿における厚生年金保険の資格取得日が昭和 21 年 4 月 1 日と記録されていた者のうち、オンライン記録において、それぞれの入社日に遡って訂正されている者が 32 人確認できることから裏付けられ、当時の社会保険事務所の年金記録管理が適正に行われていなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 21 年 1 月 7 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 21 年 4 月の健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録から、60 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和 29 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年 4 月 1 日、資格喪失日に係る記録を同年 7 月 1 日とし、当該期間の標準報酬月額を同年 4 月は 8,000 円、同年 5 月は 1 万円、同年 6 月は 1 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 30 年 2 月 1 日、資格喪失日は同年 7 月 1 日であると認められることから、当該期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間③について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和 30 年 7 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年 7 月から 31 年 9 月までは 1 万 6,000 円、同年 10 月から 32 年 1 月までは 1 万 8,000 円、同年 2 月は 1 万 6,000 円、同年 3 月から同年 9 月までは 1 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないとして認められる。

申立人は、申立期間④について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格取得日に係る記録を昭和 32 年 12 月 1 日、資格喪失日に係る記録を 36 年 3 月 1 日とし、当該期間の標準報酬月額を 32 年 12 月から 33 年 9 月までは 9,000 円、同年 10 月は 1 万 6,000 円、同年 11 月及び同年 12 月は 1 万 8,000 円、34 年 1 月は 1 万 4,000 円、同年 2 月から 36 年 2 月までは 1 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から 30 年 2 月 1 日まで
② 昭和 30 年 2 月 1 日から 同年 7 月 1 日まで
③ 昭和 30 年 7 月 1 日から 32 年 10 月 1 日まで

④ 昭和32年12月1日から36年3月1日まで

A社に勤務した申立期間①及び③、B社に勤務した申立期間②、C社に勤務した申立期間④の厚生年金保険の加入記録が無い。各事業所に勤務していたことは確かであり、一部期間の給料支払明細書を提出するので申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、昭和29年4月1日から同年7月1日までの期間について、申立人から提出のあった給料支払明細書により、申立人はA社に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる報酬月額から、昭和29年4月は8,000円、同年5月は1万円、同年6月は1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡していることから照会することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和29年4月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和29年7月1日から30年2月1日までの期間について、申立人は、「指を怪我したことによりA社から郷里に戻り、治療するように言われた。給料は3,000円程度送金すると言われ、保険料が控除されていたと思う。」と供述しているが、同社は既に厚生年金保険の適用事業所となっておらず、所在地を管轄する法務局において商業登記の記録を確認することができず、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から従業員に照会を行ったが申立人を記憶している者がいないことから、申立人の当該期間の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いを確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

次に、申立期間③のうち、昭和30年7月、31年12月、32年2月及び同年3月に

ついて、申立人から提出のあった給料支払明細書により、申立人がA社に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③のうち、昭和30年8月から31年11月まで、32年1月及び同年4月から同年9月までの期間について、申立人は給料支払明細書等を保有しておらず、また、事業主等から勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができないが、オンライン記録によると、同年10月及び同年11月は申立人がA社の厚生年金保険被保険者となっており、給料支払明細書で確認できる勤務期間及びオンライン記録で確認できる被保険者期間を考慮すると、申立人は申立期間③において、同社に継続して勤務していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間③のうち、昭和30年8月から31年11月まで、32年1月及び32年4月から同年9月までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③のうち昭和30年7月、31年12月、32年2月及び同年3月の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる報酬月額から、30年7月は1万6,000円、31年12月は1万8,000円、32年2月は1万6,000円、同年3月は1万8,000円とすることが妥当である。

さらに、申立期間③のうち、昭和30年8月から31年11月まで、32年1月及び同年4月から同年9月までの標準報酬月額について、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、当該期間に勤務していた従業員の標準報酬月額が資格取得時と次の定時決定において同額又は等級が1等級上がっている記録が確認できることから、当該従業員の標準報酬月額の記録から、30年8月から31年9月までは1万6,000円、同年10月、同年11月、32年1月及び同年4月から同年9月までは1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡していることから照会することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②について、申立人はB社において外交員として勤務していたと申し立てているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には申立人と同姓同名で、生年月日の年が申立人は昭和8年であるが、同名簿では3年と記載されている基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

このことについて、申立人は、「昭和29年7月頃に怪我をして郷里に戻っている間に、B社で外交員を募集していたため、仕事の内容から勤務が可能であったので勤めることとした。1年くらい勤務していたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、上記未統合の記録は、申立人の記録であると判断できることから、申立人のB社における資格取得日は昭和30年2月1日、資格喪失

日は、A社における上記訂正後の資格取得日である同年7月1日とすることが妥当である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、上記未統合の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

- 3 申立期間④のうち、昭和32年12月、33年10月から34年1月まで及び36年2月について、申立人から提出のあった給料支払明細書により、申立人がC社に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間④のうち、昭和33年1月から同年9月まで及び34年2月から36年1月までの期間について、申立人は給料支払明細書等を保有していないが、C社は、「当時の勤務実態等を確認できる資料は残されていないが、申立人が保有している給料支払明細書から期間は特定できないが在籍は確認できる。」と回答している上、上記給料支払明細書では、申立期間④のうちの初めの月、中間の月、終わりの月の明細書が確認できることから、申立人は申立期間④において、同社に継続して勤務していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間④のうち、昭和33年1月から同年9月まで及び34年2月から36年1月までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間④のうち昭和32年12月、33年10月から34年1月まで及び36年2月の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる報酬月額から、32年12月は9,000円、33年10月は1万6,000円、同年11月及び同年12月は1万8,000円、34年1月は1万4,000円、36年2月は1万6,000円とすることが妥当である。

さらに、申立期間④のうち、昭和33年1月から同年9月まで、34年2月から36年1月までの標準報酬月額について、当該期間に勤務していた従業員の標準報酬月額に係る定時決定等の記録から申立人の標準報酬月額の推移を推認することが困難なため、32年12月の給料支払明細書で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額から、33年1月から同年9月までは9,000円、同年10月及び36年2月の給料支払明細書で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額から、34年2月から36年1月までは1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間④の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における被保険者記録は、資格取得日が平成3年3月1日、資格喪失日が同年11月1日とされ、当該期間のうち、同年10月31日から同年11月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年11月1日とし、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月31日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、訂正後の記録は厚生年金保険の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された社員名簿、同社における上司及び同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間も継続して勤務（平成3年11月1日にA社から同社の親会社であるB社に転籍）していたことが認められる。

また、A社では、当時の資料は無いものの、申立人は、同社に平成3年10月31日まで勤務し、同年11月1日付けでB社に転籍しており、申立期間の厚生年金保険料は、同年11月25日の給与から控除していたはずであると回答している。

さらに、申立人の給与振込口座の取引明細証明書によると、A社勤務時の月々の給与振込額は、申立期間も含め、B社から支給されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 6 月 2 日に、事業主が申立てに係る事務手続を誤ったとして、資格喪失日訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る 3 年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の平成 19 年 7 月 14 日の標準賞与額に係る記録を 5 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 14 日

A社から支給された賞与のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。給与支給明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、給与支給明細書において確認できる賞与支給額から、5 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に申立人に支給された賞与に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の平成18年12月13日の標準賞与額に係る記録を25万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の平成19年7月14日の標準賞与額に係る記録を40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月13日
② 平成19年7月14日

A社から支給された賞与のうち、申立期間①に係る標準賞与額の記録が無い。給与支給明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。また、申立期間②に支給された賞与について、同社は事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、当該期間は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、申立期間①及び②にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、給与支給明細書において確認でき

る賞与支給額から、平成 18 年 12 月 13 日は 25 万円、19 年 7 月 14 日は 40 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に申立人に支給された賞与に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院（現在は、B病院）における資格取得日に係る記録を昭和53年9月7日に、資格喪失日に係る記録を54年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月7日から54年4月1日まで

A病院で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同病院には昭和53年9月7日から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B病院から提出された申立人の在籍証明書、人事記録の写し及び同病院の回答から判断すると、申立人は、A病院に、昭和53年9月7日から54年3月31日までは非常勤の看護師として、また、引き続き同年4月1日からは常勤の看護師として在職していたと認められる。

また、C共済組合連合会から提出された年金加入記録によると、申立人は、A病院において、昭和54年4月1日からC共済組合に加入していることが確認でき、B病院では、「正職員の看護師について、採用後半年程度は非常勤職員として厚生年金保険に加入し、その後、常勤職員としてC共済組合に加入する仕組みとなっていた。」と回答しており、同病院から提出された資料及びオンライン記録によると、A病院において、申立人と同日の同年4月1日にC共済組合に加入した看護師3名について、同共済組合に加入する前は、非常勤職員として厚生年金保険に加入しており、その資格喪失日は同年4月1日となっていることが確認できる。

さらに、B病院では、「当時の関係書類は無いが、申立人についても、厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を控除していたはずである。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の上記人事記録及び申立人と同種の看護師の標準報酬月額の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は確認できる資料は無いが納付したと思われる旨回答しているが、A病院に係る厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る同原票の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないことは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所に被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和53年9月から54年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和53年11月は16万円、同年12月は18万円、54年1月は15万円、同年2月は16万円、同年3月は17万円、同年4月及び同年5月は18万円、同年6月は17万円、同年7月及び同年8月は18万円、同年9月は17万円、同年10月から55年3月までは18万円、同年4月から同年6月まで及び57年1月から同年7月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年11月1日から58年1月1日まで
A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書及び住民税特別徴収税額通知書において確認できる報酬月額から、昭和53年11月は16万円、同年12月は18万円、54年1月は15万円、同年2月は16万円、同年3月は17万円、同年4月及び同年5月は18万円、同年6月は17万円、同年7月及び同年8月は18万円、同年9月は17万円、同年10月から55年3月までは18万円、同年4月から同年6月まで及び57年1月から同年7月までは19万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不

明としているが、申立人から提出された給与支払明細書及び住民税特別徴収税額通知書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該報酬月額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和55年7月から56年12月まで及び57年8月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額については、給与支払明細書及び住民税特別徴収税額通知書により、事業主が源泉控除していたと確認（推認）される厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成11年9月1日から13年10月1日までの期間及び14年10月1日から15年9月1日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、30万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成13年10月1日から14年10月1日までの期間及び15年9月1日から17年7月26日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額を、13年10月から14年9月までは28万円、15年9月から17年6月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年9月1日から17年7月26日まで

A社B事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。一部期間の給与所得の源泉徴収票及び所得税源泉徴収簿を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社B事業所における標準報酬月額は、当初、平成11年9月から13年8月までは30万円と記録されていたところ、同年9月28日付けで9万8,000円に、また、14年10月から15年1月までは30万円と記録されていたところ、同年2月25日付けで9万8,000円にそれぞれ遡って減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、A社B事業所に係る「不納欠損処分決議書及び関係書類」により、同社同事業所は申立期間当時に厚生年金保険料を滞納していたことが確認できるところ、同社の閉鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時において、同社の取締役であったことが確認できるが、申立人は、「同社のB事業所で副社長をしており、社会保険関係事務に関与する立場になかった。」と供述しているとともに、同社の元従業員も、「申立人は同社のB事業所勤務であり、社会保険関係の事務は全てC県の本社で行っ

ていたため、関与できる立場にはなかった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に権限を有して関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成13年9月28日付け及び15年2月25日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、社会保険事務所において当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録の訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の11年9月から13年9月まで及び14年10月から15年8月までの期間に係る標準報酬月額、事業主が当初届け出た30万円に訂正することが必要と認められる。

また、申立期間のうち、平成13年10月から14年9月まで及び15年9月から17年6月までの期間に係る標準報酬月額については、上記遡及訂正処理が行われた日以降の最初の定時決定（平成13年10月及び15年9月）において、それぞれ9万8,000円と記録されているところ、当該処理については、上記遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

しかしながら、申立人は、当該期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てており、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された平成13年から16年までの源泉徴収票及び申立人が居住する地域を管轄する税務署から提出された17年分所得税の確定申告書の写し等において確認できる報酬月額又は社会保険料控除額から、13年10月から14年9月までは28万円、15年9月から17年6月までは30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答は無く確認することはできないが、上記の源泉徴収票及び確定申告書の写し等において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は源泉徴収票等で確認（推認）できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和29年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和29年3月30日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は支店間の異動があり、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事担当者及びA社C支店の元従業員の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務（昭和29年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動）していたことが認められる。

また、B社の人事担当者は、当時の人事記録等の資料は保管されていないが、申立人は入社から退職まで継続して勤務しており、社内異動の場合に社会保険の加入が途切れることは無く、申立期間の厚生年金保険料については控除していたはずであると供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人はA社において、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和29年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を平成8年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成9年3月27日であると認められることから、厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成8年7月から9年2月までの標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②のうち、平成9年3月27日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における上記訂正後の厚生年金保険被保険者の資格喪失日（平成9年3月27日）を同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年6月30日から同年7月1日まで
② 平成8年7月1日から9年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。また、B社に勤務した期間のうち、申立期間②の一部については、標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しており、また、平成8年8月31日以降の厚生年金保険の加入記録が無く、両期間について正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録並びにA社の事業主及び従業員の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の当時の事業主及び経理担当者は、当該期間においても厚生年金保険料を控除していた旨を供述している。

さらに、オンライン記録によれば、A社は、平成8年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、商業登記簿謄本によれば、申立期間①において法人事業所であったことが確認でき、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社において、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社における平成8年5月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①において、適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、雇用保険の加入記録によると、申立人のB社における離職日は平成10年3月5日と記録されており、申立人は、申立期間②も同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年2月1日の後の同年3月27日付けで、遡及して、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が8年8月31日と記録されているとともに、標準報酬月額についても、資格取得時の同年7月に遡及して26万円を9万2,000円に減額訂正されている。

また、申立人と同様に、遡って被保険者資格の喪失処理及び標準報酬月額の減額訂正処理が行われた者が、申立人の他に10名いることが確認できる。

さらに、オンライン記録によれば、B社は平成9年2月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、商業登記簿謄本によれば、申立期間②においても法人事業所であったことが確認でき、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該資格喪失及び標準報酬月額に係る処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録が有効なものとは認められないことから、申立人のB社における資格喪失日を、当該資格喪失処理が行われた平成9年3月27日に訂正し、8年7月から9年2月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要と認められる。

加えて、申立期間②のうち、平成9年3月27日から同年4月1日までの期間については、雇用保険の加入記録、B社の元事業主等の供述及び元従業員から提出された給与明細書から総合的に判断すると、申立人は同社に継続して勤務し、同年3月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における上記訂正後の資格喪失日を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録及び申立人の同社における同年2月の上記訂正後の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②のうち、平成9年2月1日以降において、適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月1日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社本社から同社B支社への異動はあったが継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人に係る人事記録及び給与明細書により、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和44年7月1日に同社本社から同社B支社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和44年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の資格取得日を昭和44年8月1日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間②のうち、平成4年7月31日から5年1月21日までの期間については、申立人のA社における資格喪失日は、同年1月21日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月1日から3年11月6日まで
② 平成4年7月31日から7年1月31日まで
③ 平成13年4月1日から14年8月24日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間に勤務したのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。また、ねんきん定期便により、B社に勤務した期間のうち、申立期間③の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与と比べ低くなっていることが分かった。当該期間当時の給与明細書等を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、平成4年7月31日から5年1月21日までの期間については、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における離職日は同年1月20日であることが確認できることから、申立人は、同日まで同社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年7月31日より後の5年1月26日付けで、申立人を含む7人の従業員の資格喪失日が4年7月31日に遡って処理されたことが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本によると、上記処理日において同社は閉鎖されておらず、法人事業所であることが確認できることから、同社は上記処理日にお

いても厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人の資格喪失に係る処理を遡って行う合理的な理由はなく、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日である平成5年1月21日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年6月のオンライン記録から、15万円とすることが妥当である。

申立期間③について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間のうち、平成13年4月から同年11月までの期間及び14年3月の標準報酬月額については、申立人が提出した13年分の給与所得の源泉徴収票及び14年4月分の給与明細書において確認できる保険料控除額から、24万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間③のうち、平成13年12月から14年2月までの期間及び同年4月から同年7月までの期間の標準報酬月額については、申立人は保険料控除を確認できる給与明細書を保有していないものの、申立人が提出した預金通帳によると、B社から振り込まれた金額は、上記給与明細書で確認できる差引支給額とおおむね一致していることが確認でき、当該期間についても同額の保険料が控除されていたことが認められることから、24万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、健康保険組合及び厚生年金基金の申立期間③に係る標準報酬月額は20万円とされており、オンライン記録と同額であることから、健康保険組合、厚生年金基金及び社会保険事務所の全てが標準報酬月額を誤って記録したとは考え難く、事業主は当該額を当該期間の報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、申立人がA社を退職後に入社したC社から提出された履歴書によると、申立人はA社に平成2年4月から勤務している旨記載されていることが確認できる。

しかし、雇用保険の加入記録では、申立人は、平成2年3月31日にD社を退職後、同年8月31日から同年10月10日までの期間において、雇用保険の基本手当を受給していたことが確認できることから、申立人は、申立期間①のうち、同年4月1日から同年10月10日までの期間において、A社に勤務していなかったと考えられる。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社での資格取得日は平成3年11

月 28 日となっており、厚生年金保険の資格取得月と一致している。

申立期間②のうち、平成 5 年 1 月 21 日から 7 年 1 月 31 日までの期間については、A 社に勤務した同僚は、「申立人は平成 7 年 1 月まで同社で勤務していた。」旨供述しており、また、申立人は、5 年 6 月から 7 年 1 月までの期間において、同社から発行されたとする支払証明書等を提出している。

しかし、雇用保険の加入記録では、申立人の離職日は平成 5 年 1 月 20 日となっており、また、申立人は、同年 3 月 16 日から同年 5 月 31 日までの期間において、雇用保険の基本手当を受給していたことが確認できることから、申立人は、申立期間②のうち、同年 1 月 21 日から同年 5 月 31 日までの期間においては、A 社に勤務していなかったと考えられる。

また、申立人は、申立期間②のうち、平成 5 年 6 月 1 日から 7 年 1 月 31 日までの期間において、保険料控除を確認できる給与明細書等を所持していないとしている。

なお、A 社は既に適用事業所ではなくなっており、元代表者は死亡しているため、申立期間①のうち、平成 2 年 10 月 11 日から 3 年 11 月 6 日までの期間及び申立期間②のうち、5 年 6 月 1 日から 7 年 1 月 31 日までの期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立期間①及び申立期間②のうち、平成 5 年 1 月 21 日から 7 年 1 月 31 日までの期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間③における標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年6月17日から9年3月15日まで
② 平成9年3月24日から同年9月1日まで
③ 平成11年11月1日から12年11月1日まで

年金事務所の調査により、A社で勤務した期間のうち、申立期間①並びにB社で勤務した期間のうち、申立期間②及び③の標準報酬月額が実際に支給された給与より低いことが分かった。給与明細書等は所持していないが、それぞれ正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、オンライン記録から、申立人の当該期間における標準報酬月額、B社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成12年12月1日より後の14年12月17日付けで、56万円から18万円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間に係る両社で代表だった者を含む二人の役員及び従業員の標準報酬月額が、申立人と同様、平成14年12月17日付けで遡及減額訂正されていることが確認できる。

なお、複数の従業員は、「申立人は管理薬剤師で社会保険事務に関与していなかった。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、当該期間の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た56万円に訂正することが必要である。

申立期間①及び②について、A社及びB社は既に適用事業所ではなくなっており、両社で代表だった者の所在を特定することができない上、申立人は、当該期間に係る保険料控除を確認できる資料を所持していないことから、両社における給与からの保

険料控除額について確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成9年8月27日付けで同年9月からの記録として、26万円から56万円に随時改定処理されているところ、申立人と同様、A社からB社に異動した取締役の標準報酬月額も、同年8月27日付けで同年9月からの記録として、26万円から44万円に随時改定処理されていることが確認できる。

なお、両社で代表だった者は、当時、A社で厚生年金保険に加入しているが、当該者の標準報酬月額は、同年8月8日付けで同年4月からの記録として、30万円から50万円に随時改定処理されていることが確認できる。

さらに、上記取締役は、「社会保険事務は本社で行っていたので、申立人の厚生年金保険の取扱いについては不明であるが、申立人の給料は26万円ではなく、もっと高額であったと思う。しかし、薬局を平成8年6月に開設したばかりで、経営が軌道に乗る1年くらいは申立人に一括で賃金を払うことができず、分割して支払っていた記憶がある。」旨供述している。

以上のことから、申立期間①及び②について、A社及びB社においては、薬局の経営が軌道に乗るまで、実際の給料より低い標準報酬月額で社会保険事務所に届出を行っていたことがうかがえる。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 17268 (事案 7644 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、昭和47年5月から48年1月までは11万8,000円、同年2月及び同年3月は12万6,000円、同年4月から同年10月までは13万4,000円、同年11月は19万円、同年12月から49年2月までは18万円、同年3月及び同年4月は19万円、同年5月から同年12月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月2日から50年1月21日まで

A社に勤務した期間の標準報酬月額が、実際の給与額より低い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、保有していた確定申告書により昭和48年12月から49年12月までについては記録を訂正し、41年11月から48年11月までについては、保険料控除が確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができないとの通知を受けた。

今回新たに、申立期間のうち、一部期間の給料支払明細書が見付かったため、前回訂正された期間も含めて標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人から提出された昭和49年分及び50年分の確定申告書の社会保険料額により、48年12月から49年12月までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額(16万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるが、41年11月から48年11月までの期間については、A社は既に解散し、事業主も死亡していること、申立人は当時の給料支払明細書を所持しておらず、保険料控除額が確認できないとして、既に当委員会の決定に基づき平成22年3月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は新たな資料として、昭和45年12月分から50年1月分までの給料支払明細書(46年1月分から同年11月分まで及び49年12月分を除く。)を提出するので調査してほしいと再申立てを行っており、上記給料支払明細書により、

申立期間のうち、47年5月から49年11月までの期間について、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い額が控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、昭和47年5月から48年1月までは11万8,000円、同年2月及び同年3月は12万6,000円、同年4月から同年10月までは13万4,000円、同年11月は19万円、同年12月から49年2月までは18万円、同年3月及び同年4月は19万円、同年5月から同年11月までは20万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、給料支払明細書の提出が無い昭和49年12月の標準報酬月額については、同年11月以前の給料支払明細書における厚生年金保険料控除額により同年12月も同額の保険料控除があったと考えられることから、20万円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は死亡しているため確認することはできないが、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和45年12月及び46年12月から47年4月までの期間については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和41年11月から45年11月まで及び46年1月から同年11月までの期間については、保険料控除を確認できる給料支払明細書等はないが、45年12月及び46年12月の給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、当該期間における保険料控除額についても、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と一致していると考えられる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和49年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月21日から同年10月1日まで

A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間には、同社同工場から関連会社のC社に異動したが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社B工場からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る異動日については、D基金から提出された厚生年金基金加入員資格喪失届及びE連合会から提出された中脱記録照会（回答）により、申立人のA社B工場における資格喪失日が昭和49年10月1日と記載されていることから、同年10月1日とすることが妥当である。

申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る企業年金連合会の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、オンライン記録の資格喪失日が雇用保険の離職日の翌日となっていることから、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主は、申立人に係る申立期間の資格喪失日を誤って昭和49年9月21日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和46年11月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年9月4日から同年11月21日まで
A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
入社から退職まで同社に継続して勤務しており、申立期間の基金の加入記録もあることから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びA社から提出された所員原簿により、申立人は、申立期間に同社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、C基金から提出された基金掛金情報によると、申立人のA社B工場における資格喪失日及び同社D研究所における資格取得日は、いずれも昭和46年11月21日となっていることが確認できる。同社は、「申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人のA社B工場における厚生年金保険の被保険者資格喪失日を昭和46年11月21日として社会保険事務所に届け出たことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るD基金の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 12 月 31 日は 45 万円、20 年 7 月 31 日は 43 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 31 日
② 平成 20 年 7 月 31 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与台帳により、申立人は、平成 16 年 12 月 31 日及び 20 年 7 月 31 日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 16 年 12 月 31 日は 45 万円、20 年 7 月 31 日は 43 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 12 月 31 日は 150 万円、20 年 7 月 31 日は 130 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 31 日
② 平成 20 年 7 月 31 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与台帳により、申立人は、平成 16 年 12 月 31 日及び 20 年 7 月 31 日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 16 年 12 月 31 日は 150 万円、20 年 7 月 31 日は 130 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 12 月 31 日は 90 万円、20 年 7 月 31 日は 72 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 31 日
② 平成 20 年 7 月 31 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与台帳により、申立人は、平成 16 年 12 月 31 日及び 20 年 7 月 31 日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 16 年 12 月 31 日は 90 万円、20 年 7 月 31 日は 72 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 12 月 31 日は 60 万円、20 年 7 月 31 日は 33 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 31 日
② 平成 20 年 7 月 31 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与台帳により、申立人は、平成 16 年 12 月 31 日及び 20 年 7 月 31 日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 16 年 12 月 31 日は 60 万円、20 年 7 月 31 日は 33 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 31 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与台帳により、申立人は、平成 20 年 7 月 31 日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 31 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与台帳により、申立人は、平成 20 年 7 月 31 日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 31 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与台帳により、申立人は、平成 20 年 7 月 31 日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 31 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与台帳により、申立人は、平成 20 年 7 月 31 日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、17 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 31 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与台帳により、申立人は、平成 20 年 7 月 31 日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 8 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 31 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与台帳により、申立人は、平成 20 年 7 月 31 日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、8 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年6月1日から37年3月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を36年6月1日、資格喪失日に係る記録を37年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月頃から37年3月頃まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、申立期間は同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚、複数の従業員、申立人の弟の供述及び申立人が記憶していた複数の同僚が同社で被保険者であることから判断すると、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録があり、連絡先の判明した同僚二人及び従業員9人に照会したところ、回答のあった6人のうち4人は、申立人と同じ業務である機械組立て及び営業等を行っていたとしている。

さらに、上記被保険者名簿によると、申立人及び同僚が供述したA社における従業員数と申立期間における厚生年金保険被保険者数がほぼ一致することから、当時、同社では、ほぼ全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたと考えられる。

加えて、上記被保険者名簿によると、申立期間当時、A社は、その月中に入社した従業員を翌月の1日に資格取得させていたことが推認できる。

また、申立人の弟は、申立人について、昭和37年3月頃にA社を退職し、帰郷した旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年6月1日から37年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該期間にA社において被保険者記録がある申立人とほぼ同年齢の同僚の標準報酬月額の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、既に適用事業所でなくなっており、事業主も連絡先が不明であるが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年6月から37年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和25年5月1日、資格喪失日は同年12月1日であると認められることから、申立人の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3,500円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から同年12月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、申立期間は同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と工業高校の同期でA社と一緒に入社したとする同僚は、申立人は昭和25年4月1日に入社し、同年12月頃に退職したと供述していること、及び申立人が同年12月に同社を退職し官公署に就職したと供述しているところ、申立人が同年12月28日からB共済組合に加入していることが確認できることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

一方、申立期間のうち、昭和25年5月1日から同年12月1日までの期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、適用欄に「認定全喪、S25.2.20」と記録されているところ、同被保険者名簿では、申立人及び申立人と同じ工業学校を卒業し一緒に入社したとする二人を含む9人が同年5月1日付け、一人は同年5月10日付け、8人は同年7月1日付けで被保険者資格を取得した記録が、全員取り消されていることが確認でき、かつ、当該訂正処理前の記録から、申立期間において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、遡って当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格取得日を昭和25年5月1日、資格喪失日を同年12月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における上記取消し前の昭和25年5月の上記被保険者名簿の記録から、3,500円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和25年4月1日から同年5月1日までの期間について、

申立人は、「A社には同年4月1日付けの正社員としての入社と想っていたが、新入社員に入社後ある程度の試用期間を設けることは不自然ではない。」と供述している上、上記の申立人と同期入社と同僚二人も同年5月1日付けで同社において資格を取得していることから、同社では入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和36年7月16日であると認められることから、資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和35年8月から36年6月までの標準報酬月額については、35年8月及び同年9月までは7,000円、同年10月から36年6月までは9,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月16日から36年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和35年8月16日から36年7月16日までの期間について、同僚の一人は、同年7月にA社が倒産し、自身が取引先の会社に移ったときに、申立人はA社に勤務していたとしていることから、申立人は、同社が倒産した同年7月まで勤務していたことは推認できるが、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人を含む24人の従業員について、喪失年月日欄が空欄となっているところ、当該名簿右欄に「35. 8. 16」と記録され、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、上記の被保険者名簿において、申立人の昭和35年10月の定時決定の記録が確認できるところ、摘要欄に「昭和35年12月27日算定完了」と記録されていることから、遡及して申立人の資格喪失処理が行われたことが認められる。

また、上記の被保険者名簿に、「34年より未納」と記録されており、A社が昭和34年から保険料を滞納していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和35年8月16日に資格喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、勤務実態が推認でき、同社が倒産し適用事業所でなくなった36年7月*日であると認められる。

なお、昭和35年8月から36年6月までの標準報酬月額については、申立人のA社における35年7月の社会保険事務所（当時）の記録及び同年10月の定時決定の記録から、同年8月及び同年9月は7,000円、同年10月から36年6月までは9,000円

とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 36 年 7 月 16 日から同年 9 月 1 日までの期間については、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は所在が不明である上、上記の同僚も、同年 7 月に同社が倒産したとしていることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和50年8月1日であると認められることから、資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和49年12月から50年7月までの標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月28日から53年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和53年6月末頃まで勤務していたが、厚生年金保険の資格喪失日は49年12月28日となっている。添付の商業登記簿謄本でも、同社は54年までは存続していたと思われ、厚生年金保険料の控除等を証明する資料は無いが、社会保険料は控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和49年12月28日から50年8月1日までの期間について、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間にA社に勤務していたと認められる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和50年2月28日）の後の昭和50年8月に資格喪失届が受け付けられ、49年12月28日に遡って記録されていることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿から、申立人と同日に資格を喪失した従業員が7人確認できるところ、そのうちの5人が昭和50年8月に、一人が同年9月に資格喪失届が受け付けられ、残りの一人は受付日が不明である。他方、同年2月1日に厚生年金保険の資格を喪失した従業員は、同年2月3日に資格喪失届が受け付けられたことが確認できることから、申立人に係る資格喪失処理が遡って行われたものと考えられる。

加えて、申立人と同日に厚生年金保険の資格を喪失した従業員は、「資格を喪失した時期に、会社の経営状況が良くないことは知っていた。」と回答しており、また、当時の経理担当の従業員は、「会社の経営状態が悪くなり、厚生年金保険を脱退することを聞いた。」と回答している。

また、A社に係る商業登記簿謄本では、平成元年12月*日解散となっており、申立期間に法人事業所であることが確認できることから、上記適用事業所でなくなった日（昭和50年2月28日）において、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。したがって、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、上記商業登記簿謄本では、申立人は、昭和49年12月31日から51年6月30日までA社の取締役であったことが確認できるが、申立人が、「同社では経理事務に従事しており、給与計算及び社会保険業務は担当していなかった。当該業務は、社長の妹が担当していた。」と供述しているところ、当時の従業員は、「同社の給与計算及び社会保険事務については、社長の妹が全て担当していた。」、「社長とつながりのある人が全て担当しており、申立人が担当ではないと思う。」と供述している。このことから、申立人は当該喪失処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人について、昭和49年12月28日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、上記被保険者名簿から確認できる受付月から判断して、50年8月1日に訂正することが必要である。

なお、昭和49年12月から50年7月までの標準報酬月額については、申立人のA社における49年11月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和50年8月1日から53年7月1日までの期間について、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間にA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は上述のとおり既に解散しており、当時の事業主及び給与・社会保険事務担当者は既に死亡していることから、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後もA社に勤務していた期間の厚生年金保険料の控除について上記従業員に照会したが、これを確認できる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険の資格取得日は昭和 38 年 3 月 18 日、資格喪失日は同年 8 月 1 日であると認められることから、資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月から同年 8 月まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、同社に勤務していたのは間違いない。厚生年金保険被保険者証を提出するので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された厚生年金保険被保険者証には、資格取得日が昭和 38 年 3 月 18 日と記載されているが、申立人のA社における厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格取得日及び資格喪失日は共に同年 3 月 18 日とされ、不自然な記録となっていることが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者番号払出簿によると、申立人から提出された上記被保険者証のとおり、申立人は、昭和 38 年 3 月 18 日に、A社において初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、資格取得取消しの形跡は見当たらない。

これについて、申立期間当時、A社を管轄していた年金事務所に照会したところ、「被保険者資格取得日欄及び喪失日欄の両方に同じ日付が記載されていることについては、記載誤りであると断定できる根拠を見出せないことから不明である。また、仮に、被保険者資格を取り消す場合には、申立期間当時の処理方法については必ずしも明確ではないが、被保険者原票に、「資格取得取消」と記載する。被保険者資格取得日欄及び喪失日欄に資格取得日を記載することで資格取得取消しとする処理方法は一般的に用いられていない。」と回答していることから、申立人に係る年金記録の管理が不適切であったと認められる。

さらに、申立人と同時期に入社した同僚は、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票において、いずれも昭和 38 年 3 月

18日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、オンライン記録から、申立期間にA社で被保険者であることが確認できる従業員等に照会したところ、そのうちの二人は、「申立人が昭和38年8月頃に同社を退職した記憶がある。」と回答している。また、申立人が申立期間以後に勤務したC社から提出された社員名簿によると、申立人が同年4月から同年7月までA社に勤務していたことが記載されていることから、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

なお、申立人が勤務していたA社の承継会社であるB社は、申立期間の申立人に係る資料が残っていないことから、申立人の勤務実態及び申立期間における社会保険の取扱いについては不明と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和38年3月18日、喪失日は同年8月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、昭和19年10月1日から22年5月2日までの期間について、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日は19年10月1日、資格喪失日は22年5月2日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、昭和24年11月4日から25年3月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格取得日に係る記録を24年11月4日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

さらに、申立期間②について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D支店における資格取得日に係る記録を昭和36年4月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和16年5月1日から25年3月1日まで
② 昭和36年4月25日から同年5月15日まで

E社（現在は、B社）及びA社C支店に勤務した申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。また、同社D支店に勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。いずれも勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までの期間について、A 社 C 支店に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人の同社における資格取得日は昭和 19 年 6 月 1 日と記録されているが、資格喪失日は記載されておらず、当該記録は、申立人の基礎年金番号に統合されていないことが確認できる。

このことについて、年金事務所は、書換え後の名簿も含め資格喪失日が記載された名簿は見当たらない旨回答しており、社会保険事務所（当時）における申立人に係る厚生年金保険の記録管理が十分に行われていなかったものと認められる。

また、B 社から提出された人事記録によると、申立人は、「昭和 20 年 5 月 21 日、命応召中休職。24 年 11 月 4 日、本店命復職」と記載され、F 県から提出された身上申告書には、20 年 5 月 20 日から 24 年 9 月 30 日までの期間に申立人が陸軍に召集されていたことが記録されている。

一方、旧厚生年金保険法第 59 条の 2 の規定によると、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までの期間のうち、被保険者が陸海軍に徴集又は召集されていた期間について、当該期間に係る厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間について、仮に厚生年金保険被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものである。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社 C 支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 19 年 10 月 1 日、資格喪失日は 22 年 5 月 2 日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 C 支店における資格取得時の社会保険事務所の記録から、30 円とすることが妥当である。

次に、申立期間①のうち、昭和 24 年 11 月 4 日から 25 年 3 月 1 日までの期間について、B 社から提出された人事記録に「昭和 24 年 11 月 4 日、命本店復職」と記載され、25 年 3 月 1 日までの継続勤務が確認できるところ、同社は、「当時、何らかの理由で国への届出が同年 3 月 1 日に遅れたものと考えられるが、復職の 24 年 11 月 4 日より給与から厚生年金保険料を控除していないことは考え難い。」旨供述している。

また、前述の被保険者名簿において、申立人の前後に記載された従業員は、申立人同様に資格喪失日の記載が無く、備考欄には「応召」と記載されているところ、新たに被保険者資格を取得した日は、B 社の人事記録における復職日と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社本店における昭和 25 年 3 月の社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て

どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及びB社から提出された人事記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和36年4月25日に同社C支店から同社D支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社D支店における昭和36年5月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 一方、申立期間①のうち、昭和16年5月1日から19年10月1日までの期間について、B社から提出された人事記録により、申立人が、E社及びA社C支店に継続して勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、E社が労働者年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、A社C支店は、昭和19年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるが、同日以降は適用準備期間であり、保険料の徴収が開始される同年10月1日までは厚生年金保険の被保険者期間として参入されない期間となる。

次に、申立期間①のうち、昭和22年5月2日から24年11月4日までの期間について、人事記録には「命応召休職中」と記載され、軍歴には同年9月30日まで陸軍に召集されていたことが確認できる上、B社は応召期間中の厚生年金保険の取扱いについては不明と回答していることから、申立人が、A社において厚生年金保険料を控除されていたことが確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から7年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与明細書における保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の給与明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、44万円と記録されているところ、同社から提出のあった申立人の申立期間に係る社会保険情報システム等級歴情報では、標準報酬月額は50万円と記録されていることが確認できる。

また、A社は、上記システムのデータから用紙に印字して、社会保険事務所への届出を行っていた旨供述しているところ、申立人の申立期間を除いた前後の上記システム等級歴情報とオンライン記録の標準報酬月額は全て一致していることが確認できる。

さらに、上記システム等級歴情報における健康保険の整理番号で申立人の前後各3人の従業員は、申立期間に係る上記システム等級歴情報の標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は、一致していることが確認できる。

加えて、申立人及び上記従業員の申立期間の標準報酬月額に係る処理日は平成6年9月19日であり、遡及訂正等の不自然な届出が行われた形跡は確認できないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を44万円とする旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

なお、申立期間に係る平成6年10月の定時決定の基礎となる同年5月から同年7月までの給与明細書では、標準報酬月額50万円に相当する報酬月額が事業主から支払われており、また、申立期間の給与明細書では、申立人が主張する標準報酬月額（50万円）に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人の主張する標準報酬月額（50万円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する平成元年6月30日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社B事業所（現在は、A社C事業所）における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、17万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月30日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、社内異動はあったが、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出のあった退職金支給申請計算書及び同社が加入していた厚生年金基金の加入員台帳から、申立人が申立期間に同社に継続して勤務（平成元年6月30日に同社本社から同社B事業所に異動）していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人に係るA社B事業所における資格取得日は平成元年7月1日とされているが、上記厚生年金基金の記録によると、資格取得日は同年6月30日とされており、同社の人事担当者は、「申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金への届出書は、複写式の用紙を使用していた。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成元年6月30日にA社B事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記厚生年金基金の記録から、17万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和 62 年 3 月 1 日から 63 年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を 36 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月 1 日から平成 5 年 9 月 1 日まで

A 社（平成 3 年 4 月 1 日に B 社に名称変更）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、取締役ではあったが、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 62 年 3 月から同年 9 月までの期間については、申立人の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、36 万円と記録されていたところ、同年 10 月 15 日付けで、同年 3 月に遡って 10 万 4,000 円に訂正処理されている上、当該訂正処理が行われた当時、同社の厚生年金保険の被保険者のうち、申立人を含む親族 7 人全員の標準報酬月額が遡って訂正処理されていることが確認できる。

また、申立期間当時の取締役は「当社の経営状況はかなり悪化していた。」と供述している。

一方、A 社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、上記訂正処理が行われた当時、取締役であったことが確認できるが、同社の顧問税理士は、「申立人は、先代の社長夫人で取締役であったが、カーテンの縫製が主な仕事で、事務的なことは行っておらず、厚生年金保険関係事務には関与していなかったと思う。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、昭和 62 年 10 月 15 日付けで行われた訂正処理は事実即したものと考えるが、社会保険事務所が行った当該訂正処理に合理的な理由

は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該訂正処理の結果として記録されている申立人の同年3月から63年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和63年10月から平成5年8月までの期間について、申立人の標準報酬月額は、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（昭和63年10月1日）で10万4,000円と記録されているが、当該処理について、上記遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、その後の定時決定についても同様であり、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立人は当該期間に係る給与明細書等を保管していない旨供述しており、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料控除を確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成12年10月から13年3月までは28万円、同年4月は26万円、同年5月から同年9月までは28万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を25万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）及び申立期間②の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年10月1日から13年10月1日まで
② 平成16年6月10日

A社で勤務した期間のうち、申立期間①について、標準報酬月額が実際に控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と相違しているほか、申立期間②について、賞与の記録が無いことが分かった。申立期間①及び②の厚生年金保険料控除額が確認できる給与支払明細書及び賞与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成12年10月から

13年3月までは28万円、同年4月は26万円、同年5月から同年9月までは28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の届出について誤りを認めており、当該期間に係る厚生年金保険料についても過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立期間②については、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額又は保険料控除額から、25万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 17314

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年12月1日から29年7月1日まで
② 昭和29年9月1日から30年4月25日まで
③ 昭和30年9月1日から33年5月31日まで
④ 昭和33年8月1日から34年11月25日まで

昭和28年12月から34年11月までA社、B社、C社及びD社に勤務したが、厚生年金保険の記録が無かったので確認したところ、脱退手当金を受給したことになるが、受給した記憶が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間より前のE社に係る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が初めて勤務し、18 か月も勤務した同社に係る被保険者期間の請求を失念するとは考え難い。

また、申立期間の最終事業所であるD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、女性被保険者のうち受給資格がある者の脱退手当金の支給状況を確認したところ、申立人を含む5名に受給資格があるが、申立人以外について受給記録は無いこと、及び受給資格があり連絡先が判明した3人の同僚は「脱退手当金は受給しておらず、同社が脱退手当金の受給手続をしたかどうかは分からない。」と回答していること等から、同社の事業主が申立人の委任を受けて脱退手当金の代理請求をしたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 4 日から 36 年 9 月 16 日まで
② 昭和 36 年 10 月 10 日から 38 年 11 月 15 日まで
③ 昭和 39 年 9 月 1 日から 40 年 4 月 20 日まで
④ 昭和 41 年 2 月 15 日から 42 年 1 月 11 日まで

平成 19 年頃に届いたねんきん特別便を見て、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、私には、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所での厚生年金保険加入期間は、脱退手当金の受給要件である 24 か月に満たない 11 か月であるとともに、資格喪失日が申立人の前後 2 年以内の者であって、合算して 2 年以上の被保険者期間のある者の脱退手当金の支給状況を確認したところ、15 人中、申立人を含む 5 人に支給記録があり、申立人を除く 4 人のうち、3 人は喪失日から 1 年以上経過した後に支給決定されており、残りの一人も約 7 か月後に支給決定されていることを踏まえると、事業主が申立人の委任に基づき代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間を計算の基礎とするものであるところ、申立人については、勤務した 8 事業所のうち、最初に厚生年金保険に加入し勤務した事業所及び申立期間の間にある 2 事業所における 3 回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が 3 回もの被保険者期間を失念するとは考え難い。

加えて、未請求となっている事業所のうち、申立期間に係る最終事業所の直前に勤務した事業所における被保険者期間は、申立期間と同一の被保険者記号番号で管理されており、このような同一の被保険者記号番号を用いている期間で未支給の期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年12月1日から5年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成5年10月1日から6年8月16日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、5年10月から6年6月までは24万円、同年7月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から6年8月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年12月から5年2月までの期間において24万円と記録されていたものが、同年3月29日付けで、3年12月に遡って11万8,000円に減額訂正されていることが確認でき、申立人の他にも複数の従業員等が同様に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の元取締役は、同社は、平成3年頃から厚生年金保険料の滞納をしており、社会保険事務所の指導により標準報酬月額の減額訂正に係る届出を行ったと供述している。

さらに、上記元取締役及び複数の元従業員は、申立人はデザイナーであり、社会保険事務担当者ではなかったと供述していることから、当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成5年3月29日付けで行われた標準報酬月額
の遡及訂正処理は事実
に即した
ものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があつたとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の3年12月から5年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）において、申立人の標準報酬月額が11万8,000円と記録されているところ、当該処理については、上記遡及訂正処理と直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であつたとは言えない。

一方、申立期間のうち、平成5年10月から6年7月までの期間について、申立人から提出された同年8月分の給与明細書によると、26万円の標準報酬月額に見合う報酬月額の支給及び厚生年金保険料の控除が確認でき、申立人は、入社してから退社するまで、報酬月額が下がったことは無いと供述している。

また、申立人と同様に平成5年3月29日付けで、3年12月に遡って標準報酬月額が減額訂正され、5年10月の定時決定以降において、当該減額訂正後の標準報酬月額と同額の標準報酬月額が記録されている従業員二人から提出された同年10月分から6年8月分までの給与明細書によると、報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、平成5年10月から6年6月までは、上記訂正後の5年9月の標準報酬月額である24万円に基づく厚生年金保険料が控除されていたとするのが相当であり、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円、6年7月の標準報酬月額に係る記録を、同年8月分の給与明細書の報酬額及び厚生年金保険料控除額から26万円に、それぞれ訂正することが必要である。

なお、申立人の平成5年10月から6年7月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したが、回答は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和32年10月及び同年11月は1万4,000円、33年1月は1万6,000円、同年2月は1万4,000円、同年3月は1万6,000円、同年5月から同年7月までは1万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和32年10月から33年7月まで
② 昭和37年10月から38年9月まで
③ 昭和45年3月から同年8月まで

A社（後に、B社）における申立期間①、B社（現在は、C社）における申立期間②及び③の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額より低いので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、昭和32年10月、同年11月、33年1月から同年3月まで及び同年5月から同年7月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細において確認できる報酬月額から、32年10月及び同年11月は1万4,000円、33年1月は1万6,000円、同年2月は1万4,000円、同年3月は1万6,000円、同年5月から同年7月までは1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記給与明細で確認できる報酬月額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和32年12月については、給与明細では保険料控除が確認できず、33年4月については、給与明細において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間②については、給与明細において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低額であり、申立期間③については、給与明細において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成13年7月は30万円、同年8月は24万円、同年9月は28万円、同年10月は30万円、同年11月は32万円、同年12月は26万円、14年1月は22万円、同年2月から同年4月までは26万円、同年5月及び同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は26万円、同年9月は24万円、同年10月は26万円、同年11月から16年10月までは24万円、同年11月は26万円、同年12月は24万円、17年1月は26万円、同年2月は24万円、同年3月及び同年4月は26万円、同年5月から同年9月までは24万円、同年10月は26万円、同年11月から18年3月までは24万円、同年4月は26万円、同年5月は24万円、同年6月から同年9月までは22万円、同年10月は24万円、同年11月から19年3月までは22万円、同年4月は24万円、同年5月は22万円、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月及び同年9月は22万円、同年10月は24万円、同年11月から20年1月までは22万円、同年2月は24万円、同年3月は22万円、同年4月は24万円、同年5月から同年8月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月1日から20年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定する

こととなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額から、平成13年7月は30万円、同年8月は24万円、同年9月は28万円、同年10月は30万円、同年11月は32万円、同年12月は26万円、14年1月は22万円、同年2月から同年4月までは26万円、同年5月及び同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は26万円、同年9月は24万円、同年10月は26万円、同年11月から16年10月までは24万円、同年11月は26万円、同年12月は24万円、17年1月は26万円、同年2月は24万円、同年3月及び同年4月は26万円、同年5月から同年9月までは24万円、同年10月は26万円、同年11月から18年3月までは24万円、同年4月は26万円、同年5月は24万円、同年6月から同年9月までは22万円、同年10月は24万円、同年11月から19年3月までは22万円、同年4月は24万円、同年5月は22万円、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月及び同年9月は22万円、同年10月は24万円、同年11月から20年1月までは22万円、同年2月は24万円、同年3月は22万円、同年4月は24万円、同年5月から同年8月までは22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、給与明細書において確認できる報酬月額に見合う報酬月額を届け出ておらず、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を納付していたことを認めていることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月1日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社C工場から同社D工場への異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答、A社C工場及び同社D工場における複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務し（昭和40年4月1日に同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C工場における昭和40年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、B社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格喪失日は昭和40年3月1日とされていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間④の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年12月1日から22年1月5日まで
② 昭和22年1月1日から同年4月1日まで
③ 昭和22年7月31日から同年10月1日まで
④ 昭和36年12月31日から37年1月1日まで

B社で勤務した期間のうちの申立期間①、C社で勤務した期間のうちの申立期間②、D社で勤務した期間のうちの申立期間③、A社で勤務した期間のうちの申立期間④の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④について、申立人の当時の手帳にはA社からE社に異動したことがうかがえる記載がある。

また、A社及びE社の複数の元従業員が、両社は関連会社で、申立人は両社に継続して勤務していたと供述している。

さらに、雇用保険の加入記録によると、事業所名は不明であるものの、申立人の被保険者資格取得日が昭和36年12月1日、離職日が41年5月31日となっている記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社及びE社に継続して勤務し（A社からE社に異動）、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていたことが認められる。

なお、当該期間の異動日については、上記申立人の手帳の記載及び同僚の供述から、昭和 37 年 1 月 1 日とすることが妥当である。

また、申立期間④の標準報酬月額については、A社における昭和 36 年 11 月の社会保険事務所（当時）の記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間④の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主に確認することはできないが、事業主が資格喪失日を昭和 37 年 1 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを 36 年 12 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、申立人の妻から提出されたB社が交付した文書によると、申立人は、昭和 22 年 1 月 5 日付けで依頼解職となっていることが確認できるが、同社では、21 年 2 月 12 日付けの申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届は保存されているが、それ以外の資料は保存されておらず、申立人の退職日は不明であり、また、当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についても不明であると回答している。

一方、申立人の妻から提出されたC社が交付した申立人に係る採用辞令によると、昭和 22 年 1 月 1 日付けで、同事業所に採用されたことが確認できる。

なお、厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人のB社における被保険者資格喪失日は、昭和 21 年 12 月 1 日となっており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、上記採用辞令により、申立人が、当該期間においてC社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在は不明であり、また、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から連絡先が判明した元従業員 1 名に照会したが、回答は無く、申立人の当該期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、厚生年金保険記号番号払出簿によると、申立人のC社における被保険者資格取得日は、昭和 22 年 4 月 1 日となっており、上記被保険者名簿の記録と一致してい

る。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、D社の元従業員及び申立人の妻の供述から、申立人が、当該期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、厚生年金保険の適用事業所台帳によると、D社が適用事業所となったのは昭和22年10月1日であり、当該期間は適用事業所とはなっていない。

また、D社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主に確認することができず、上記元従業員も当時の記憶が明確でないことから、申立人の当該期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果、34万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の24万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成20年4月1日から同年6月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年4月1日から同年9月1日まで

A社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低い。同社は、事後訂正の届出を行ったが、訂正後の標準報酬月額は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、24万円と記録されていたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年11月15日付けで、34万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定に基づき、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正前の標準報酬月額（24万円）とされている。

上記訂正について、B社（A社の親会社。社会保険事務及び給料事務を担当）の担当者は、A社が加入していた厚生年金基金より、標準報酬月額について社会保険事務所（当時）に届け出されている標準報酬月額と相違があると連絡を受け、訂正の届出を遡って行ったものである旨供述している。

B社から提出された申立人に係る賃金台帳によると、申立人は、申立期間のうち平成20年4月及び同年5月について、その主張する標準報酬月額（34万円）に基づく

厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所に誤って提出し、また、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成 20 年 6 月から同年 8 月までの期間については、B 社から提出された申立人に係る賃金台帳によると、申立人は、その主張する標準報酬月額（34 万円）に基づく厚生年金保険料を控除されていたこと、及び当該期間における報酬月額に見合う標準報酬月額は 24 万円であることが確認できる。

また、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる報酬月額から 24 万円とすることが妥当であり、当該標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致することから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 53 年 3 月まで
私たち夫婦は、昭和 40 年 7 月に一緒に国民年金の加入手続をして以降、国民年金保険料を定期的に納付していた。夫が所持する確定申告書に国民年金の記載もある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、一緒に国民年金の加入手続をした後、国民年金保険料は夫婦二人分一緒に納付してきたと説明しており、夫婦の国民年金手帳の記号番号は、昭和 40 年 7 月頃に連番で払い出され、オンライン記録から、55 年に夫婦が特例納付及び過年度納付するまでは、夫婦の納付済期間はいずれも 40 年 4 月から 48 年 9 月までの 102 か月であり、当該納付済期間とその前後の未納期間が同じであったことが確認できる。

また、附則 4 条リストから、申立人及びその夫は、申立人にあつては 54 か月分の保険料を、夫にあつては 66 か月分の保険料を第 3 回特例納付により昭和 55 年 6 月 17 日に納付していることが確認できるほか、夫婦が所持する領収証書から、夫婦は、昭和 53 年度及び 54 年度の 2 年度分の保険料をそれぞれ 55 年 7 月 31 日に過年度納付していることが確認できる。これについては、夫婦は、特例納付前の 55 年 3 月時点で納付月数が上記のとおりいずれも 102 か月であり、55 年 4 月から保険料納付を再開し 60 歳に到達するまで保険料を納付したとしても、申立人にあつては国民年金の受給資格期間 25 年に対し 59 月不足し、夫にあつては受給資格期間 19 年に対し 76 月不足していたことから、受給資格期間を満たすために必要な納付月数を考慮して、特例納付及び過年度納付を行ったものと考えられる。

さらに、申立人は、保険料を一緒に納付していた夫が申立期間当時の保険料の納付を示す確定申告書を所持していると説明しており、申立人の夫は、申立期間及びその前後の期間当時の昭和 49 年分、50 年分、52 年分及び 53 年分の確定申告書を所持している

が、49年分の申告書に国民年金保険料の支払額は当該年分の約半分の額が記載されているものの、49年分の保険料は上記のとおり55年6月に特例納付されていること、50年分の申告書には国民年金保険料の支払額の記載は無いこと、及び52年分の申告書には国民年金保険料の支払額として52年度分の保険料額が、53年分の申告書には国民年金保険料の支払額として53年度分の保険料額が記載されているものの、53年度分の保険料は上記のとおり55年7月に過年度納付されており、53年分の保険料を納付したとは言えないことから、これらの申告書の国民年金保険料の支払額の記載をもって当該各年分の保険料を納付したとは言えず、申告書の記載内容を疑わせる事情が認められるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 53 年 3 月まで
私たち夫婦は、昭和 40 年 7 月に一緒に国民年金の加入手続をして以降、国民年金保険料を定期的に納付していた。私が所持する確定申告書に国民年金の記載もある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、一緒に国民年金の加入手続をした後、国民年金保険料は夫婦二人分一緒に納付してきたと説明しており、夫婦の国民年金手帳の記号番号は、昭和 40 年 7 月頃に連番で払い出され、オンライン記録から、55 年に夫婦が特例納付及び過年度納付するまでは、夫婦の納付済期間はいずれも 40 年 4 月から 48 年 9 月までの 102 か月であり、当該納付済期間とその前後の未納期間が同じであったことが確認できる。

また、附則 4 条リストから、申立人及びその妻は、申立人にあつては 66 か月分の保険料を、妻にあつては 54 か月分の保険料を第 3 回特例納付により昭和 55 年 6 月 17 日に納付していることが確認できるほか、夫婦が所持する領収証書から、夫婦は、昭和 53 年度及び 54 年度の 2 年度分の保険料をそれぞれ 55 年 7 月 31 日に過年度納付していることが確認できる。これについては、夫婦は、特例納付前の 55 年 3 月時点で納付月数が上記のとおりいずれも 102 か月であり、55 年 4 月から保険料納付を再開し 60 歳に到達するまで保険料を納付したとしても、申立人にあつては国民年金の受給資格期間 19 年に対し 76 月不足し、妻にあつては受給資格期間 25 年に対し 59 月不足していたことから、受給資格期間を満たすために必要な納付月数を考慮して、特例納付及び過年度納付を行ったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間及びその前後の期間当時の昭和 49 年分、50 年分、52 年分及び 53 年分の確定申告書を所持しているが、49 年分の申告書に国民年金保険料の支払額は当該年分の約半分の額が記載されているものの、49 年分の保険料は上記のとおり

り 55 年 6 月に特例納付されていること、50 年分の申告書には国民年金保険料の支払額の記載は無いこと、及び 52 年分の申告書には国民年金保険料の支払額として 52 年度分の保険料額が、53 年分の申告書には国民年金保険料の支払額として 53 年度分の保険料額が記載されているものの、53 年度分の保険料は上記のとおり 55 年 7 月に過年度納付されており、53 年分の保険料を納付したとは言えないことから、これらの申告書の国民年金保険料の支払額の記載をもって当該各年分の保険料を納付したとは言えず、申告書の記載内容を疑わせる事情が認められるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年9月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年9月から平成2年3月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続をしてくれ、大学を卒業するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親は、年金手帳の受領、所持及び保険料額の記憶が曖昧である。

また、申立人が現在所持する国民年金手帳には、初めて被保険者となった日が平成5年4月1日と記載されており、申立期間は学生の任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできないこと、申立人の弟も、学生であった期間のうち3年3月までは任意加入適用期間の未加入期間であることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年3月まで
私は、昭和56年3月に会社を退職した際に渡された年金手帳を持って同年4月に区の出張所で国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和56年3月に退職し、同年4月に国民年金の加入手続をしたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の58年5月6日に払い出されており、当時居住していた区の国民年金被保険者名簿索引票には「新規加入58年度7次」（58年5月8日から14日までの週に加入手続の事務処理が行われたことを示す。）と記載されており、申立人が58年5月に国民年金に加入手続をしたことが確認できること、当該払出時点で申立期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人は国民年金に加入したときに、保険料を遡って納付したとは主張していないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から46年10月までの期間及び49年6月から54年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年7月から46年10月まで
② 昭和49年6月から51年3月まで
③ 昭和51年4月から54年5月まで

私は、昭和54年6月の厚生年金保険加入の前の私の国民年金保険料は父が納付していたと、母から聞いた。申立期間①及び②が国民年金に未加入で、申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成4年4月頃に払い出されており、申立人が現在所持している国民年金手帳には、初めて被保険者となった日が昭和51年4月1日と記載されていることが確認でき、申立期間①及び②については、国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であること、申立期間③については、上記手帳記号番号払出時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から51年3月まで
私は、昭和49年12月に市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、加入後は国民年金保険料を全て納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」が昭和49年12月1日と記載されていることから、当該時期に夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、保険料の納付を開始したものと思っていたと説明しているが、申立人及びその夫の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の52年2月1日に連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿で確認できること、夫婦が当時から現在まで居住している市で作成された国民年金被保険者カードの記録では、夫婦はいずれも52年1月14日に51年4月から同年9月までの保険料を現年度納付していることが確認できるが、申立期間の保険料を過年度納付したかどうかの記憶は曖昧であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年12月から51年3月まで
私の妻は、昭和49年12月に市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、加入後は国民年金保険料を全て納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻は、所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」が昭和49年12月1日と記載されていることから、当該時期に夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、保険料の納付を開始したものと思っていたと説明しているが、申立人及びその妻の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の52年2月1日に連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿で確認できること、夫婦が当時から現在まで居住している市で作成された国民年金被保険者カードの記録では、夫婦はいずれも52年1月14日に51年4月から同年9月までの保険料を現年度納付していることが確認できるが、申立期間の保険料を過年度納付したかどうかの記憶は曖昧であることなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から46年3月まで
私は、20歳のときから未納なく国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和46年10月時点で、申立期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人は、申立期間の過年度納付書を作成してもらったかどうか記憶に無いと説明しているほか、保険料の納付場所に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年4月から17年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月から17年3月まで

私は、申立期間当時は海外留学しており、申立期間は国民年金の学生納付特例の申請手続きができなかった。しかし、帰国後に、父が建てた一戸建てに転居したころから国民年金保険料の督促状が何度か送られてきて、父が申立期間の保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする父親は、申立人の保険料の納付期間及び納付時期に関する記憶が曖昧であり、保険料を納付した時期について、平成18年か19年頃と説明しているが、これらの時点では申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であること、父親が納付したとする保険料の金額は、申立期間の保険料額と大きく相違していることなど、父親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年9月から8年6月までの期間及び13年11月から14年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年9月から8年6月まで
② 平成13年11月から14年3月まで

私の父が平成7年9月頃に私の国民年金の加入手続きを行い、母が申立期間①の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間②の保険料は、私が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①については、申立人は、当該期間の保険料の納付に関与しておらず、当該期間の保険料を納付したとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難なため、当時の状況が不明であるほか、当該期間の保険料を納付してくれていたとする母親及び同居の父親は、当該期間の自身の保険料がいずれも未納である。

また、申立期間②については、申立人は、申立書の記載内容からは当該期間の保険料の納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧であるほか、電話及び文書照会に対する協力が得られないため、当時の詳細な状況が不明であるなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月から 5 年 3 月まで
私の母は、私が国民年金の強制被保険者となった平成 3 年 4 月に私の国民年金の加
入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料
が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、私が国民年金の強制被保険者となった平成 3 年 4 月に私の国
民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。」と主張
している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、平成
8 年 7 月頃に払い出されていることが推認でき、申立人は、「現在所持する年金手帳以
外に年金手帳を所持したことはない。」と述べていることから、当該手帳記号番号の払
出しの時点より前に申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせ
る事情は見当たらない。これらのことから、申立人の申立期間の保険料は、当該手帳記
号番号の払出しの時点においては、時効により納付することができない。

また、申立人の申立期間の保険料を納付したとする申立人の母は、「申立期間当時に
加入の手続をしたと思うが、どこで行ったか、1 回の納付金額についての記憶は無く、
分からない。」と述べており、加入手続及び申立期間当時の保険料の納付金額に関する
記憶は曖昧である。

加えて、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、
確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせ
る周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する

と、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 11 月及び同年 12 月
② 平成 4 年 9 月から同年 11 月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の①及び②の国民年金保険料を納付してくれていた。また、私には、申立期間の①及び②の直後の会社に勤めたときに、それぞれ入社月の保険料が還付された記憶があるので、申立期間の①及び②についても保険料を納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の①及び②の国民年金保険料を納付してくれていた。また、私には、申立期間の①及び②の直後の会社に勤めたときに、それぞれ入社月の保険料が還付された記憶があるので、申立期間の①及び②の保険料を納付しているはずである。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、平成 7 年 7 月頃に払い出されていることが推認でき、また、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。その上、申立期間の①及び②は、同記録によると、4 年 1 月から同年 8 月までの期間の厚生年金保険の加入記録及び 4 年 12 月から 7 年 5 月までの期間の厚生年金保険の加入記録がそれぞれ 7 年 7 月に追加されたことにより生じた未納期間であることが推認できる。これらのことから、申立期間の①及び②は、申立期間の①及び②当時において、国民年金に加入していない期間であり、制度上、当該期間の保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の母が申立人の申立期間の①及び②の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は加入手続及び保険料の納付に関

与しておらず、申立人の母は、申立人の国民年金の加入時期の記憶が曖昧である。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の①及び②の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月から 61 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 56 年*月に国民年金に加入し、自宅に届いた納付書により金融機関において申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、20 歳になった昭和 56 年*月に国民年金に加入し、自宅に届いた納付書により金融機関において申立期間の国民年金保険料を納付してきた。」と主張している。

しかしながら、申立人が所持する国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、申立人が 20 歳になった昭和 56 年*月ではなく、61 年 7 月頃に払い出されていることが推認でき、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、56 年 8 月から 59 年 3 月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。また、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの期間は、過年度納付が可能であるものの、申立人は、「20 歳になった昭和 56 年*月から国民年金保険料を現年度納付しており、遡って保険料を納付したことはない。」と述べている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人は申立期間当時における保険料額に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 4 月から同年 6 月まで

私は、平成 19 年 3 月末に会社を退職して独立し、事務所を設立した。19 年 8 月に、A 区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続と年金手帳の再交付申請を行い、同区役所の窓口で申立期間の国民年金保険料を現金で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 19 年 8 月に、A 区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続と年金手帳の再交付申請を行い、同区役所の窓口で申立期間の国民年金保険料を現金で納付した。」と主張している。

しかしながら、申立人が所持している平成 19 年 8 月に再発行された年金手帳によれば、申立人が同日に国民年金への切替手続を行っていることは確認できるものの、国民年金保険料の収納業務は、19 年 8 月の時点においては、市区町村から社会保険庁（当時）に移管されており、A 区役所において保険料を納付することはできない。その上、申立人は、納付したとする保険料の納付期間及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が所持している国民年金保険料の領収証書によれば、申立人は、申立期間直後の平成 19 年 7 月から同年 9 月までの期間の保険料を時効直前の 21 年 8 月 18 日に過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人が所持している平成 21 年 7 月 14 日発行の「平成 21 年度国民年金保険料納付書送付書」によれば、同書に記載された「各月の納付状況」欄において申立期間に時効消滅となっていることを示す表示があり、当該納付書送付書の送付された時点において、申立期間は保険料の未納期間であったことが推認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで
私の父は、父の工場の手伝いをしていた私の給料から天引きして、私の申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の父は、父の工場の手伝いをしていた私の給料から天引きして、私の国民年金保険料を納付していたはずである。」と主張しており、また、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、A区において昭和 46 年 11 月頃に払い出されていることが推認できることから、申立期間の保険料は現年度納付することが可能である。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の手帳記号番号と連番で払い出されており、かつ、申立人と同様に父が保険料を納付していたとされる申立人の兄の申立期間に係る保険料は、申立人と同様に未納となっていることが確認できる。また、昭和 59 年 5 月 10 日に作成されたA区の年度別納付状況リストによれば、申立人及びその兄の申立期間の保険料は、未納を示す空欄となっていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によれば、申立人及びその兄の納付済期間は、申立人の保険料納付の始期である昭和 47 年 4 月から平成 15 年 3 月までの期間において、一致していることが確認できる。

加えて、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の申立期間の保険料を納付したとする申立人の父から当時の状況を聴取することができないため、当時の申立人の保険料の納付状況等を確認できない。

このほか、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせ

る周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月から 51 年 6 月まで

私は、昭和 53 年頃に自宅を訪ねて来た人物に、「今、国民年金に加入し国民年金保険料を納付したら、20 歳から加入したことになり、年金を満額受給できる。」と言われたので、国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、昭和 53 年頃に自宅を訪ねて来た人物に、『今、国民年金に加入し国民年金保険料を納付したら、20 歳から加入したことになり、年金を満額受給できる。』と言われたので、国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付した。」と主張しており、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、53 年 7 月から同年 9 月までの期間に払い出されていることが推認でき、当該手帳記号番号の払出しの時点においては、第 3 回特例納付により申立期間の保険料を納付することは可能である。

しかしながら、申立人は、「特例納付を行った記憶は無く、まとめて納付した金額は 10 万円までいかない額だった。」と述べており、申立期間の保険料を第 3 回特例納付により納付した場合の保険料額と大きく相違する。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金の付加保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から51年1月まで
私は、昭和45年10月の国民年金の付加年金制度開始時に、集金人に勧められたので付加保険料の納付を申し出て、申立期間の付加保険料を納付してきたはずである。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、昭和45年10月の国民年金の付加年金制度開始時に、集金人に勧められたので付加保険料の納付を申し出て、申立期間の付加保険料を納付してきたはずである。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金被保険者台帳によれば、申立人の付加保険料の申出日として「51.2.3」の記載があり、申立人が所持する2冊の手帳に記載された国民年金の付加保険料の申出日である「昭和51年2月3日」と一致する。これらのことから、申立人は国民年金の付加保険料の納付に係る申出を昭和51年2月に行ったことが推認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金の付加保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の付加保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から39年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から39年9月まで

私は、20歳の誕生日を迎えた頃に自宅に来た町内会の役員から国民年金制度の説明を受け国民年金に加入した。国民年金保険料は、母が、当時同居していた次姉と同じように町内会の集金人に納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期に関する記憶が曖昧であるほか、保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和41年8月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から同年11月まで

私の両親は、大学生が国民年金に強制加入となった平成3年4月に私の国民年金の加入手続を行ってくれた。6年11月からの国民年金保険料を全て納付しているのに、申立期間のみ保険料を納付しないことは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成3年4月に払い出され、保険料を納付したとする父親は定期的に保険料を納付していたと説明しているものの、申立期間直前の6年11月から8年3月までの期間及び申立期間直後の同年12月から9年3月までの期間の保険料は、いずれも時効直前に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、申立人の父親の説明とは相違している。

また、申立期間直後の平成8年12月から9年3月までの保険料が過年度納付された11年1月29日時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 5 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月から平成元年 3 月まで
私は、区役所から国民年金の加入勧奨通知が届いたので、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付方法、納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和 62 年 5 月に会社を退職した後に国民年金の再加入手続をした記憶は無く、オンライン記録でも申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から49年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から49年7月まで
私は、会社を退職した昭和48年12月頃に国民年金の加入手続を市役所で行い、国民年金保険料は市役所支所又は郵便局で納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続後、市役所支所又は郵便局で保険料を毎月納付していたと説明しているが、申立期間当時に居住していた市では、保険料の納付は3か月ごとであり、郵便局では保険料を納付することはできなかったほか、申立人は申立期間の保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、退職した昭和48年12月頃に市役所で国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、48年3月に加入した厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番されており、申立期間当時に申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 8 月

私は、申立期間の国民年金保険料の納付書が届いたので、平成 14 年の年末に金融機関で保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は平成 14 年末に申立期間の保険料を納付したと説明しているが、申立人は申立期間の国民年金の加入手続を行わないまま厚生年金保険被保険者資格を再取得したため、申立期間が未加入期間適用勧奨の対象とされ、平成 16 年 2 月 24 日に作成された国民年金未適用者一覧表に記録されたことがオンライン記録で確認できるほか、申立人は申立期間の再加入手続を行った記憶は無いと説明しており、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から50年6月まで

私は、婚姻手続のために区役所に行った際、国民年金の窓口に寄り、国民年金保険料の未納期間があるが遡って納付できると言われたため、保険料を遡って納付し、その後の保険料も納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付場所及び納付金額の記憶が曖昧である。

また、申立人は、婚姻時の昭和48年11月に自身の国民年金の納付状況の確認と一緒に夫の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の夫の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和52年11月に払い出されており、時期が相違するほか、夫の当該払出時点で申立期間の保険料は時効により納付することはできないこと、申立人の夫は手帳記号番号払出時点で納付可能な昭和50年10月以降の保険料を納付しているが、申立期間のうち厚生年金保険被保険者期間を除く48年10月以降の夫の国民年金保険料は未納であることがオンライン記録で確認できることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月

私は、会社を退職後、次の会社に勤めるまでの1か月分の国民年金保険料を後で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間後に入社した会社から国民年金に関する書類が送られてきたため加入手続を行い、保険料を納付したと説明しているが、当該会社は社員の国民年金の加入手続に関与したことはないと説明しているほか、申立人は保険料の納付金額、納付方法に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立人が所持する年金手帳に記載されている「被保険者となった日」が平成3年8月31日と記載されていることをもって、申立期間の保険料が未納となっているのはおかしいと主張しているが、当該年月日は、国民年金の被保険者となるべき期日を示すものであり、実際に国民年金の加入手続をした時点、保険料の納付を開始した時点を示すものではない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成7年3月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は現在所持する年金手帳以外の手帳の記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年3月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料及び50年4月から52年3月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から50年3月まで
② 昭和50年4月から52年3月まで

私の父は、私が会社を退職し家業を手伝い始めた昭和47年4月に、私の国民年金の加入手続を行い、付加保険料を含む国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間①について付加保険料を含む保険料が未納とされ、申立期間②について付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和51年3月頃に払い出されており、当該払出時点では、当該期間のうち48年12月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、その後の49年1月から50年3月までの期間については、保険料の過年度納付は可能であるが、制度上、付加保険料を含む保険料を遡って納付することはできないことなど、申立人の父親が申立期間の付加保険料を含む保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、当該期間当時、付加保険料が納期限経過後に納付された場合は、当該年度内の納付であれば収納する取扱いが行われており、申立人は、昭和53年4月に付加保険料の納付の申出を行っていることが申立人の所持する手帳で確認でき、当該申出時点では当該期間の過年度の付加保険料は納付することができなかつたことなど、申立人の父親が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情

も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から60年12月まで
私は、昭和63年に市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を2回に分けて遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金保険料を遡って納付した期間の記憶が曖昧であり、納付したとする保険料額は当時の保険料額と大きく相違している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和63年2月に払い出されており、申立人は申立期間後の61年1月から62年3月までの期間の保険料を過年度納付していることがオンライン記録で確認できるが、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は上記手帳記号番号払出時に交付されたとみられる手帳及び厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳のほかに手帳を所持していたことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 10 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月から 54 年 3 月まで
私は、昭和 52 年 10 月に就職する予定の会社が、厚生年金保険適用事業所ではなかったため、同年 9 月に市役所で国民年金及び国民健康保険の加入手続を一緒に行い、国民年金保険料は同年 10 月から定期的に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は申立期間の保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は昭和 52 年 10 月に国民年金の加入手続を行ったと説明するものの、申立人の国民年金手帳の記号番号は 54 年 4 月ごろに払い出されており、申立人が加入して以降所持しているとする年金手帳の最初の住所欄には、申立人が申立期間後の 54 年 4 月から居住していたと説明する住所が記載されているとともに当該住所の市のゴム印が押されており、当該市の申立人の国民年金被保険者台帳には、申立人の年金手帳が 54 年 4 月に交付された旨の記載がある。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和 54 年 4 月ごろは、第 3 回特例納付実施期間であるが、申立人は、申立期間の保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無いと説明している。

加えて、申立人は現在所持している年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立人が居住する市及び所轄社会保険事務所(当時)において、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月から 51 年 3 月まで

私の母は、私が大学に入学して間もない昭和 48 年頃に、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、昭和 48 年頃に、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、申立期間より後の昭和 54 年 12 月頃に払い出されていることが推認できる。その上、申立人は、「母から年金手帳を受け取ったり、現在、所持している年金手帳のほかに年金手帳を所持していた記憶が無い。」と述べており、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、前述の国民年金の手帳記号番号が払い出された昭和 54 年 12 月頃は、第 3 回特例納付の実施期間中であるが、申立人は、「私が申立期間の保険料を納めた記憶は無く、54 年以降に、保険料の納付を母に依頼したことはない。」と述べていることから、申立人の申立期間の保険料が第 3 回特例納付により納付されたことをうかがわせる事情も見受けられない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与していないとしている上、申立人の申立期間に係る加入手続き及び保険料の納付を行ったとする母から当時の状況を聴取することができないため、当時の納付状況等を確認することができない。

加えて、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、

確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月から 57 年 12 月まで

私は、20 歳になった昭和 49 年頃に、A 区で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20 歳になった昭和 49 年頃に、A 区で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、B 区の国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立期間中の昭和 56 年 2 月頃に前夫と夫婦連番で払い出されていることが確認できる。その上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、昭和 49 年 2 月から 53 年 12 月までの期間は、当該手帳記号番号の払出し時点において時効により保険料を納付することができない期間である。また、申立期間のうち、昭和 54 年 1 月から 57 年 12 月までの期間は、当該手帳記号番号の払出し時点において遡って保険料を納付することが可能であるものの、申立人は当該期間の保険料の納付場所、納付方法等に関する具体的な記憶が無い。

さらに、オンライン記録によれば、申立人と連番で手帳記号番号が払い出されている申立人の前夫は、申立人と同様に申立期間の保険料は未納であることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 3 月頃、A 区役所で国民年金の加入手続を行い、そのときに 2 年間の国民年金保険料を遡って納付できると同区役所の人から聞いたので、2 年間の保険料を全て納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 57 年 3 月頃、A 区役所で国民年金の加入手続を行い、そのときに 2 年間の国民年金保険料を遡って納付した。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、A 区の国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和 57 年 10 月頃に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立期間当時において、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの期間は、当該手帳記号番号の払出し時点において時効により保険料を納付することができない期間である。また、申立期間のうち、昭和 55 年 7 月から 57 年 3 月までの期間については、当該手帳記号番号の払出し時点において遡って過年度納付することが可能な期間であるものの、申立人は、「国民年金に加入した時点において納付した 2 年間分の保険料は、4、5 万円であった。」と述べており、当該納付金額は、当該期間の保険料額と相違している。

さらに、申立人が主張する申立期間の保険料の納付金額は、オンライン記録において納付済みと記録されている、申立人に係る昭和 57 年 4 月から同年 9 月までの期間の保険料及び申立人の妻に係る同年 7 月から同年 9 月までの期間の保険料の合計額と符合している。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は

見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月から 45 年 6 月まで

私は、昭和 45 年 8 月に、A 町役場の窓口で、国民年金の加入手続をした際、特例納付についての説明を受け、手元にあったお金で、申立期間の国民年金保険料を特例納付により遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 45 年 8 月に、A 町役場の窓口で、国民年金の加入手続をした際、申立期間の国民年金保険料を特例納付により遡って納付した。」と主張しており、納付したとする時点は第 1 回特例納付が実施されている期間である。その上、申立人が申立期間の保険料として納付したとする金額は、申立人が第 1 回特例納付により納付した場合の保険料額と一致している。

しかしながら、申立期間の保険料は、申立人が納付したと主張する昭和 45 年 8 月時点においては、現年度納付及び過年度納付することが可能であり、制度上、時効により徴収権が消滅していない期間の保険料については特例納付により納付することはできない。また、申立人が申立期間の保険料として納付したとする金額は、申立人が現年度納付及び過年度納付した場合の保険料額と相違する。

また、申立人は、「A 町役場の窓口で、申立期間の国民年金保険料を納付した。」と述べているが、同町役場では、現年度分の保険料は収納することができるものの、特例納付による保険料は収納することができない。その上、申立人が保険料を納付したとする昭和 45 年 8 月時点において、申立期間のうち、過年度分となる 44 年 6 月から 45 年 3 月までの期間の保険料についても A 町役場では収納することができない。

さらに、申立人の申立期間の保険料は、A 町の国民年金被保険者名簿によると、納付されていないことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 1 月から 7 年 5 月まで

私は、平成 8 年 3 月に結婚してから、私の妻に勧められ、私又は妻が区の出張所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、妻がその後送られて来た納付書により遡って郵便局で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 8 年 3 月に結婚してから、私又は私の妻が私の国民年金の加入手続を行い、妻が申立期間の国民年金保険料を遡って納めたので、未納期間はない。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人に対して国民年金の手帳記号番号は払い出されておらず、平成 9 年 7 月 14 日に厚生年金保険の手帳記号番号が基礎年金番号として付番されていることが確認できる。これらのことから、申立期間は、基礎年金番号が付番された時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。なお、申立期間の直後の平成 7 年 6 月から同年 9 月までの期間の保険料は、同年 6 月分の保険料に係る時効期限の直前である 9 年 7 月に納付されていることが確認できる。

また、申立人の妻は、申立人の国民年金保険料を納付していたことは記憶しているが、申立人の保険料の納付時期及び納付金額等の記憶は曖昧である。

加えて、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 6 月まで

私は、いつ、どこでしたかは憶^{おぼ}えていないが、私の国民年金の加入手続きを行ったと思う。昭和 58 年頃に役所の職員が国民年金保険料の徴収に来た。今払えない保険料は後で納付すると伝えたが、払えない期間の免除の決定書が届いた。徴収に来た際に、申立期間の保険料未納の話は出ていないので、納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、「納付書を受け取ったことも、保険料を納付したことも記憶が無い。」と述べており、申立人が申立期間の保険料を納付していた可能性があるとしている申立人の父も、申立人の申立期間の保険料の納付状況に関する記憶は曖昧であるなど、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、昭和 58 年 5 月頃に払い出されていることが推認できるものの、申立人は、国民年金の加入手続きに関する記憶も定かでない。なお、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から60年12月まで

私の国民年金の被保険者資格取得日は、私が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和47年11月16日となっており、義母から「国民年金に加入したよ。」と聞かされた記憶がある。私の夫は、申立期間当時、義父が経営する事業所に勤務していたので、義父又は義母が私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義父及び義母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする義父及び義母から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、オンライン記録において、国民年金被保険者資格取得日が昭和47年11月16日と記録されていることから、義父及び義母は、当該資格取得日以降、申立期間の保険料を納付してくれていたと主張するが、当該年月日は、被保険者の20歳到達日や厚生年金保険の被保険者資格喪失日等を基に特定されるものであり、実際に国民年金に加入手続をした時点又は保険料納付を開始した時点を表わすものではない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和61年8月に申立人の夫と連番で払い出されており、当該払出時点では、申立期間の大半は、時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所(当時)において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の義父及び義母が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から60年12月まで
私は、母から「国民年金に加入したよ。」と言われた記憶がある。私は申立期間当時、父が経営する事業所に勤務していたので、父又は母が私と妻の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、オンライン記録において、その妻の国民年金被保険者資格取得日が昭和47年11月16日と記録されていることから、両親は、当該資格取得日以降、申立期間の保険料を納付してくれていたと主張するが、当該年月日は、被保険者の20歳到達日や厚生年金保険の被保険者資格喪失日等を基に特定されるものであり、実際に国民年金の加入手続をした時点又は保険料納付を開始した時点を表わすものではない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和61年8月に申立人の妻と連番で払い出されており、当該払出時点では、申立期間の大半は、時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月、同年 9 月及び平成元年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 8 月及び同年 9 月
② 平成元年 1 月から同年 3 月まで

私は、会社を退職する都度、国民健康保険料と一緒に国民年金保険料を区役所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付額に関する記憶が曖昧である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成 6 年 5 月時点では、申立期間は、いずれも時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月、53年11月から54年4月までの期間、55年3月及び同年5月から56年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和51年4月
② 昭和53年11月から54年4月まで
③ 昭和55年3月
④ 昭和55年5月から56年4月まで

私は、昭和58年頃、国民年金の加入手続を行うとともに過去の国民年金保険料を全て遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和58年10月に払い出されており、オンライン記録によると、申立人は、手帳記号番号の払出時点から時効期限内で納付することが可能な56年7月以降の保険料を納付していることが確認できるものの、平成5年3月に、申立人の厚生年金保険の加入記録が統合されたことに伴い、厚生年金保険に加入していた昭和56年7月から57年5月までの期間の国民年金保険料が還付されているとともに、申立人の国民年金被保険者資格の取得日が56年6月1日から51年4月25日に訂正されたことに伴い、申立期間①、②、③及び④の被保険者資格の取得及び喪失の記録が追加されていることから、当該期間は、記録追加されるまで全て未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であった。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から44年3月までの期間及び44年7月から50年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月から44年3月まで
② 昭和44年7月から50年12月まで

私は、20歳の頃、町役場の担当者から国民年金は強制加入であると言われ、国民年金の加入手続を行い、以後、未納なく国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付額の記憶が曖昧であるほか、申立期間①のうち昭和41年7月から42年11月までの期間及び申立期間②のうち44年7月から46年3月までの期間については、申立人が当時居住していた町では、印紙検認方式による保険料の納付が行われていたが、申立人は印紙検認により保険料を納付した記憶が無いと説明している。

また、申立期間②については、特殊台帳に「昭和48年7月1日不在確認」の記載があることから、同年同月以降、申立人は不在者として取り扱われていたものと考えられるほか、申立人が当時居住していた市が保管する被保険者名簿によると、申立人は、52年7月に払い出された2番目の国民年金手帳の記号番号により、53年2月に申立期間②直後の51年1月から同年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できるものの、当該納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から54年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から54年7月まで

私は、国民年金という新しい制度ができ、サラリーマンの妻も任意加入できることを回覧板で知ったので、近所の友人と一緒に町役場で国民年金の加入手続を行うとともに、1年分の国民年金保険料を納付した。その後、何度か転居したが、保険料は2回目以降は実家の父が年払いで納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、2回目以降の保険料の納付には関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、父親の居住地は、申立人の居住地と異なっていたことから、父親が申立人の保険料を納付することはできなかったものと考えられるほか、申立人は、申立期間中に5回転居しているものの、国民年金の住所変更手続を行ったことはないと説明していることから、転居先の市区町において集金人による保険料の徴収や納付書発行は行われていなかったものと考えられる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿には、申立期間当初に申立人が居住していた町（当時）において、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されたことを示す記録は無いほか、申立人は申立期間当時に年金手帳を所持していたことはないと説明しており、申立人に対して、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人及びその父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年2月から8年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月から8年2月まで
私の母は、私が20歳になった平成7年*月に区役所で私の国民年金保険料の免除申請を行い、翌8年も免除申請申請を行ってくれた。申立期間の保険料が免除とされておらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、国民年金の加入手続及び保険料の免除申請手続に関与しておらず、申立人の加入手続及び免除申請手続をしてくれたとする母親は、加入手続の時期、申立期間の保険料免除承認通知に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、20歳時の平成7年*月に母親が保険料の免除申請申請を行ってくれたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間直後の8年6月から7月頃に払い出されており、当該払出時点では遡って申立期間の保険料の免除申請をすることは、制度上できないことなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から49年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から49年10月まで

私は申立期間当時住み込みで働いていた。その事業主が私の国民年金保険料を自身の分と一緒に納付しておくと言っていたことを覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時働いていた事業所の事業主が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする事業主から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間の保険料と一緒に納付していたとする事業主は、申立期間当時国民年金に未加入であるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成2年2月頃払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は申立期間当時に国民年金手帳を所持した記憶も無いと説明していること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の事業主が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から62年3月まで

私は、大学卒業後2年ほどたった頃、長期のアルバイトが多くなり、収入が安定してきたため、国民年金の加入手続をした。その際に、母が過去の未納となっていた国民年金保険料2年分を遡って納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和62年4月に国民年金の加入手続を行い、母親が2年分の保険料を遡って納付してくれたと説明しているが、母親は、納付した納付金額等に関する記憶は曖昧であること、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成元年5月に払い出されており、当該払出時点で、母親は上記の申立人の説明のとおり、過年度納付することが可能であった昭和62年4月から平成元年3月までの期間の保険料を遡って納付しているが、それ以前の申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は手帳記号番号が払い出された当時交付されたと思われる年金手帳のほか、別の手帳を受領、所持した記憶は無いと説明していること、申立期間当時に申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から55年3月まで
私は、昭和52年4月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付開始時期、納付方法、納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、婚姻後の昭和57年4月に国民年金に任意加入したことで払い出され、55年4月から同年8月までの強制加入期間の保険料を納付していることがオンライン記録から確認できるが、当該払出時点では申立期間のうち54年12月以前の期間が、当該払出翌月の57年5月時点では申立期間の全部が時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は婚姻後の氏名の記載のある年金手帳を1冊所持しており、ほかの手帳を所持したことはないと説明しているほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年11月から45年3月まで
私の母は、私の20歳の誕生日の前日に国民年金の加入手続を行ってくれた。国民年金保険料は、送付されてきた納付書を使って、母又は私が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行っていたとする母親から加入状況を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、自身が保険料を納付した際は、納付書を使って郵便局で納付していたと説明しているが、申立人が申立期間当時に居住していた2市で保険料の納付書制度が開始されたのは、昭和45年度又は49年度であり、申立期間当時の納付方法と相違するほか、申立人は、年金手帳の資格取得欄が昭和41年*月*日と記載されていることをもって、同日に国民年金に加入し、保険料を納付したはずであると説明しているが、当該欄は実際に国民年金の加入手続や保険料を納付した時点を示すものではない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和47年6月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から45年3月まで
私の両親は、私の国民年金の加入手続をしてくれ、私が婚姻するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、自身が所持する年金手帳に旧姓が書かれていることをもって申立人の両親が婚姻前の期間の保険料を納付していたはずであると説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が結婚に伴い転入した区において昭和45年10月頃に申立人の旧姓で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人が当該区へ転入後、婚姻の届出前の時期に払い出されていたものと考えられる。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された上記時点では、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であるものの、申立人は婚姻後に遡って保険料を納付した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月

私は、婚姻後に市役所で第3号被保険者の資格取得手続きをした際に、未納となっている国民年金保険料を調べてもらい、未納分の保険料を全て納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付額及び納付場所に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、国民年金の第3号被保険者の資格取得手続きをした際に、未納となっている保険料を全て納付したと説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された婚姻後の平成6年8月頃の時点では、納付することが可能であった5年7月及び6年6月の保険料は納付済みと記録されているのに比し、申立期間は時効により保険料を納付することができなかった期間であるほか、申立人は申立期間当時は次の就職先も決まっていたので、国民年金の加入手続きをしていなかったかもしれないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月及び同年4月並びに同年8月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年3月及び同年4月
② 平成元年8月から同年10月まで

私は、申立期間の国民年金保険料として約5万円を一度に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付時期及び保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成4年8月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、厚生年金保険適用事業所を退職した元年3月及び同年8月には、厚生年金保険再取得までの期間が短期間だったので国民年金の加入手続はしていないと思うと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 10774 (事案 3609 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 12 月から 54 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月から 54 年 7 月まで
私は、当時居住していた区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、当初は区役所において印紙で納付し、その後、郵便局等で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間については、申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付時期及び納付方法に関する記憶が曖昧であり、納付したとする毎月の保険料額も当時の保険料額と大きく異なっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 43 年 11 月時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。」として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、この委員会の決定に納得できないとして、今回、申立人の妹及び友人二人への当時の状況等の聴取を希望しており、これらの者に対して聴取を行ったが、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる証言は得られなかった。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、申立人の手帳記号番号払出簿では昭和 45 年当時不在者として把握され、また、昭和 57 年 12 月に作成された年度別納付状況リストでは申立人は不在である旨が記載されており、申立人は、45 年から 57 年までの間、不在者として扱われていたと考えられることなど、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から62年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から62年5月まで

私は、勤めていた会社を退職した後の平成3年1月に、区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続時に区役所職員から過去の未納となっている国民年金保険料を納付することができることを教わり、申立期間の保険料を遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は遡って納付したとする保険料額及び納付場所に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が国民年金に加入したと説明する平成3年1月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月から同年 12 月まで

私は、納付時期の記憶は定かではないが、未納期間であった国民年金保険料を区の出張所で遡って納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料を含め 10 万円以上を 1 回、2、3 万円を 2、3 回納付したと説明しているが、納付時期及び納付対象期間の記憶が曖昧である。

また、申立人の妻も申立期間の自身の保険料は未納であるほか、申立人は申立期間後の昭和 54 年 8 月に転居していることが転居前に居住していた区の国民年金被保険者名簿で確認でき、申立人は、申立期間の保険料を転居後に遡って区の出張所で納付したと説明しているが、区の出張所で過年度保険料を納付することはできないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から60年6月まで

私は、昭和50年1月に会社を退職し、夫は自営業だったため国民年金に加入した。以後は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付書により金融機関で3か月ごとに納付していたが、夫の仕事が順調でなくなって58年頃から保険料を納付することができなくなり、未納のままにしてしまった。昭和62年4月頃に臨時収入が30万円程あり、誰かに保険料を10年間遡って納付することができるというので、区役所に申し出て、自身の分だけの未納だった保険料を郵便局で一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の状況、納付した保険料の金額についての記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和62年10月に払い出されており、申立人は60年7月から61年3月までの保険料を遡って納付していることがオンライン記録で確認できるが、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できないほか、申立人は、現在所持している年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から49年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から49年1月まで

私は、市役所から「未納の国民年金保険料をまとめて納付できる最後の機会です。」という通知が来たので、30万円を持って市役所の窓口で未納になっていた期間の保険料を一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、未納分の保険料をまとめて納付した時期及びまとめて納付した後の保険料納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和48年1月に払い出されており、当該払出時点以降において申立期間の保険料は第2回特例納付及び第3回特例納付により納付することが可能であり、申立期間前の37年8月から43年12月までの保険料は、手帳記号番号の払出時期から特例納付により納付されたと考えられるが、申立人は、申立期間の保険料をまとめて納付したのは一度だけで、未納保険料は一括で約30万円納付したとしており、この申立人の記憶している金額は、37年8月から43年12月までの期間を第3回特例納付により納付した場合の保険料額とおおむね一致している。

さらに、第3回特例納付期間当時、申立人は昭和49年2月より厚生年金保険に加入していたが、その時点で60歳に到達する平成2年*月まで保険料を納付したとするとその納付月数は198か月、また、合算対象期間が36年4月から37年7月及び48年5月から49年1月までの25か月であり、合計すると223か月で受給資格期間である300か月に77か月不足していたことから、申立人は当該特例納付期間中にこの77か月分約30万円の保険料を納付したと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から61年3月まで

私の妻は、私が20歳から国民年金に未加入であったため、私が23歳か24歳の頃、私の国民年金の加入手続を区役所の本庁舎又は出張所で行い、国民年金保険料を20歳まで遡って一括納付してくれた。その後は、納付書で保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続を行い、保険料を納付していたとする妻は、遡って納付した保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、妻は、申立期間のうち遡って保険料を納付した後の期間に係る保険料の納付方法について、当初、口座振替により納付していたと説明していたが、後に、納付書により納付していたと説明するなど、当該期間に係る保険料の納付方法に関する記憶が曖昧である。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和61年1月時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であること、妻は、この払出時点で保険料を遡って納付した記憶は無いと説明していること、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 17243

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月末から37年2月末まで

A社で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時の上司及び同僚の氏名等を記憶しているので調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社に係る人事関係書類が無く、申立人が記憶している支配人は死亡していることから、申立人の雇用形態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社の元代表取締役は、「支配人が同郷である申立人を入社させたものと記憶しているが、雇用形態ははっきりと記憶していない。社会保険についても不明である。」と供述をしている。

さらに、A社の社会保険担当者は、「支配人の紹介で申立人が入社したことは知っているが、雇用形態は分からない。社会保険についても不明である。」と供述しており、他の従業員は、「主に支配人と行動を共にし、申立人と同様な仕事をしていた人がいたことを記憶している。」と供述しているが、当該支配人は既に死亡していることから、当時の勤務実態等を照会することができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間の健康保険番号に欠落は無く、不自然な記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から18年4月1日まで
② 昭和18年5月1日から19年4月1日まで
③ 昭和20年11月1日から21年3月1日まで

A社に勤務した申立期間①の労働者年金保険の加入記録が無い。また、B社（現在は、C社）に勤務した申立期間②の労働者年金保険の加入記録及び申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①から③は、各事業所に勤務しており、給与から保険料の控除があったことを記憶しているので、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に勤務していた従業員から提出のあった同社の重役・職員名簿及びオンライン記録により、申立人が記憶している同僚複数名の氏名が確認できることから、勤務期間は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、昭和17年6月施行の労働者年金保険法は、19年10月に厚生年金保険法が施行されるまでは、工場や炭鉱で働く男子の筋肉労働者のみを対象として被保険者としているところ、申立人は、「職員（採炭係員）としてA社に勤務し、坑内で指揮を執っていた。」旨供述している。

また、A社職員OBで組織するD会が保存している退職者名簿に申立人の氏名があることから、申立人は同社において職員であったことがうかがえる。

さらに、上記重役・職員名簿に記載されている複数の同僚の労働者年金保険の加入記録は確認することができず、うち一人は、昭和19年10月1日から厚生年金保険被保険者の資格を取得していることから、申立人は申立期間において労働者年金保険法の適用対象者ではなかったものと考えられる。

加えて、申立人は、「昭和17年6月頃に保険料が控除されていたことについて友人と話をした記憶がある。」旨供述しているが、当該友人は死亡又は連絡先が不明であり、A社

は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、照会等を行うことができない。

このほか、申立人の申立期間①における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、労働者年金保険の被保険者として申立期間①に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、C社から提出のあった申立人に係る社員原簿により、申立人が申立期間②のうち、昭和18年5月9日から19年4月1日までの期間、B社に勤務していたことが確認できる。

しかし、上記原簿には、申立人の身分は職員との記載があり、備考欄には甲種工業と記載されていることから、申立人は昭和18年5月9日に職員として採用され、また、C社から提出のあった被保険者資格取得台帳により、申立人が同日に健康保険被保険者の資格を取得したことが確認できる。

したがって、申立人は申立期間②において、申立期間①と同様に職員の身分であったことが確認できることから、労働者年金保険法の適用対象者ではなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間②における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、労働者年金保険の被保険者として申立期間②に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

次に、申立期間③について、C社から提出のあった社員原簿により、申立人が申立期間③のうち昭和20年12月30日までB社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人は昭和19年6月1日にB社において厚生年金保険被保険者資格を取得しており、20年10月20日に資格を喪失していることが確認できる。

また、上記原簿によると、昭和20年10月20日付けで待命と記録されており、C社の人事総務の担当者は、「申立人が同年10月20日付けで待命となった後は、保険料の控除は行っていなかったと思われる。」と回答している。

さらに、C社から提出のあったB社に係るいろは索引被保険者名簿、資格喪失届及び強制被保険者台帳によると、いずれも申立人が昭和20年10月20日付けで資格を喪失している記録が確認できる。

加えて、申立期間③のうち、昭和20年12月31日から21年3月1日までの期間について、C社及びB社に勤務していた従業員から当該期間の勤務実態を確認できる供述が得られないことから、保険料控除を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険の被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月 1 日から 61 年 1 月 1 日まで
A社（現在は、B社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も勤務していたので厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった職員名簿及び賃金台帳から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 15 年 4 月 1 日であり、申立期間は適用事業所になっていない。

また、上記賃金台帳から、申立期間に係る厚生年金保険料の控除は確認できず、B社では、「申立期間当時、A社の職員についてはC共済組合に加入させていたものの、D社から派遣されてくる医師のうち、雇用期間が1年に満たない医師については同共済組合に加入させておらず、厚生年金保険にも加入させていなかった。」と回答している。

さらに、申立人が記憶している前任者について、B社は、「申立人と同様半年間の勤務であったが、C共済組合に加入させておらず、厚生年金保険にも加入させていなかった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 17254

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月から29年まで
A社(後に、B社)に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における業務内容等について詳細に記憶していることから、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和27年2月14日であり、申立期間の一部は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではない期間であることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人が同様の業務に従事していたとする同僚2名の氏名は確認できず、同名簿に、健康保険の整理番号の欠番や、遡って訂正処理が行われた等の不自然な記載は見当たらない。

さらに、B社は、平成17年3月22日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び総務経理担当者の所在は不明で、元従業員からも、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 11 月頃から 40 年 5 月 31 日まで
② 昭和 40 年 6 月頃から 41 年頃まで
③ 昭和 41 年 12 月 31 日から 43 年 3 月頃まで
④ 昭和 43 年 4 月頃から同年 7 月頃まで
⑤ 昭和 43 年 8 月頃から 46 年頃まで
⑥ 昭和 46 年頃から 50 年 7 月頃まで

A事業所に勤務していた申立期間①、B店に勤務していた申立期間②、C社に勤務していた期間のうち申立期間③、D社に勤務していた申立期間④、E店に勤務していた申立期間⑤及びF店に勤務していた申立期間⑥の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A事業所での勤務について具体的かつ詳細に記憶していることから、期間は特定できないものの、同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A事業所及び同事業所を運営していたG社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、当該期間を含め、厚生年金保険の適用事業所となった記録を確認することができない。

また、G社に係る商業登記簿謄本によると、同社は昭和 48 年 3 月に破産しており、事業主等の所在は不明のため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、A事業所における上司及び同僚等の氏名を記憶しているが、これらの者の所在が不明のため、申立人の同事業所における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、B店での勤務について具体的かつ詳細に記憶していることから、期間は特定できないものの、同店に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B店及び申立人が同店を経営していたとするH事業所は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、当該期間を含め、厚生年金保険の適用事業所となった記録を確認することができない。

また、H事業所の所在地を管轄する法務局において、商業登記の記録が無く、同事業所の事業主に申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、B店における上司及び経理担当者の氏名を記憶しているが、これらの者の所在が不明のため、申立人の同事業所における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

申立期間③について、申立人は、C社に昭和43年3月まで勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人が氏名のみ記憶している上司等は、所在が不明のため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、C社は、既に適用事業所ではなくなっており、事業主は死亡していることから、申立人の当該期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認ができない。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人に係る被保険者資格喪失届（昭和41年12月31日喪失）は昭和42年7月25日に受付処理されており、同名簿に遡及訂正等の不自然な記載は見当たらない。

申立期間④について、申立人は、D社での勤務について具体的かつ詳細に記憶していることから、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によるとD社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社に係る商業登記簿謄本によると、同社は平成20年2月に破産手続をしており、事業主は所在不明のため、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が氏名を記憶している元上司や同僚は、D社に係る事業所別被保険者名簿に加入記録が見当たらず、また、その所在も不明のため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

さらに、D社の管理部門担当の元従業員は、「正社員の場合、少なくとも半年くらいは試用期間を設けており、同期間終了後に厚生年金保険に加入させていたと思う。」と供述している。

加えて、D社に係る事業所別被保険者名簿には、健康保険証の整理番号の欠番や遡及訂正等の不自然な記載は見当たらない。

申立期間⑤について、申立人は、E店での勤務について具体的かつ詳細に記憶していることから、期間は特定できないものの、同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、E店及び申立人が同店を経営していたとするI事業所は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録を確認することができない。

また、E店及びI事業所の所在地を管轄する法務局において、商業登記の記録が無く、同事業所の事業主に申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認す

ることができない。

さらに、申立人は、E店における複数の同僚の氏名を記憶しているが、これらの者の所在が不明のため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

申立期間⑥について、申立人は、F店での勤務について具体的かつ詳細に記憶していることから、期間は特定できないものの、同店に勤務していたことはいうかがえる。

しかしながら、F店及び申立人が同店を経営していたとするJ事業所は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、当該期間を含め、厚生年金保険の適用事業所となった記録を確認することができない。

また、F店及びJ事業所の所在地を管轄する法務局において、商業登記の記録が無く、同事業所の事業主に申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、F店における複数の同僚の氏名を記憶しているが、これらの者の所在が不明のため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 21 日から 45 年 8 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社での勤務は、同社の親会社であるB社からの出向によるものであり、間違いなく勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、A社及びB社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主も死亡し、事務担当者とも連絡が取れないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人が、B社からA社へ出向した者として名前を挙げた4人の同僚等は、両社において厚生年金保険の加入記録があるものの、そのうち3人は既に死亡しており、照会することができない。他の一人（A社の元取締役）は、「申立人とB社で一緒に勤務していたことは覚えているが、申立人がA社にも勤務していたかどうかはよく覚えていない。」と供述している。

さらに、申立人は、申立期間後にC社に勤務し、同社が適用事業所となった昭和45年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、同日に資格取得した従業員の一人は、「私が入社したとき、申立人は既に同社で勤務していた。」と供述している上、申立人も、「同社に入社当初は厚生年金保険には加入しておらず、しばらくしてから加入したと思う。」と供述していることから、申立期間のうち、一部期間については、既に同社で勤務していたことがうかがえる。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立期間において健康保険証番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 17258

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 1 日から 20 年 5 月 1 日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が低いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、訂正後の記録は厚生年金保険の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における平成19年7月から20年4月までの標準報酬月額は、当初34万円と記録されていたところ、同社は、19年7月の随時改定に誤りがあるとして、年金事務所に訂正の届出を行い、22年6月16日付けで、36万円に訂正されている。ただし、当該期間については時効により保険料は納付できず、記録のみ訂正され、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の34万円となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、その額が、オンライン記録の標準報酬月額を上回る場合に記録の訂正を行う必要がある。

A社から提出された申立期間の賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額である34万円は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額である34万円と一致しており、特例法による保険給付の対象にならないため、あっせんは行わない。

このほか、申立人の申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月から 32 年 12 月まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 30 年 3 月中学校を卒業後、定時制高校に通いながら、作業員として同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において被保険者資格を取得している従業員は、申立人を覚えているとしており、また、申立人が姓のみを記憶する4人の同僚は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間当時に被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人が記憶する申立期間当時の社屋の配置はおおむね正確であることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人及び上記従業員が供述する申立期間当時のA社の従業員数は、上記被保険者名簿において確認できる申立期間当時の被保険者数よりも多いことから、当時、同社では、従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認することができない。

さらに、申立人が記憶する4人の同僚のうち、二人は既に死亡しており、他の二人の連絡先は不明であることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和26年8月1日から同年9月1日まで

A社B出張所に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社同出張所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、上司の供述により、期間は特定できないものの、申立人がA社B出張所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社B出張所において厚生年金保険の加入記録がある従業員で、連絡先の判明した7人に照会したところ、回答のあった6人のうち3人は、自身の勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間は一致していないとしており、上記の上司は、当時は、入社から一定期間経過後に厚生年金保険に加入していたとしているところ、当該上司の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、入社日から5か月後の昭和25年9月10日になっていることが確認できる。

また、申立期間②について、上記の上司の供述により、期間の特定はできないものの、申立人がA社B出張所に勤務していたことはうかがえるが、上記の回答のあった6人の従業員は、いずれも申立人を覚えていないとしていることから、申立人が月末まで同社で勤務していたことを確認することはできない。

さらに、A社B出張所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に死亡している上、複数の従業員が申立期間当時の社会保険事務担当者であったとする者の連絡先は不明であることから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る給与明細書は保有していないことから、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控

除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者又は厚生年金保険被保険者として保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月から 18 年 12 月まで
② 昭和 21 年 2 月から 23 年 7 月 1 日まで
③ 昭和 24 年 9 月 1 日から 25 年 5 月 13 日まで
④ 昭和 25 年 5 月 26 日から同年 10 月 2 日まで

A社B製作所及び同社C製作所に勤務した申立期間①の労働者年金保険の加入記録が無い。また、D社（本社）に勤務した申立期間②、E社（F支店）に勤務した申立期間③及び④の厚生年金保険の加入記録が無い。

いずれの期間も間違いなく勤務していたので、申立期間を労働者年金保険又は厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「於A社B施設G係」と裏書きされた写真を保有しており、申立人が、期間は特定できないものの、A社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間①は、労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）の適用期間であり、同法では筋肉労働者の男子工員のみが被保険者となるとされているところ、申立人は、A社には工業専門高校を卒業後、H職として勤務していたとしており、筋肉労働者ではなかったと考えられることから、申立期間①は労働者年金保険の被保険者でなかったものと認められる。

このほか、申立人の申立期間①における労働者年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険の被保険者として、申立期間①に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、当時、D社（本社）で勤務していたとする従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によれば、D社（本社）は、昭和 23 年 12 月 1 日に厚

生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は適用事業所でないことが確認できる。

また、D社（本社）の申立期間②当時の経理担当者は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前に給与から保険料を控除することは無かったと供述している。

さらに、申立人は当時の給与明細書等を保有しておらず、D社では、当時の資料を保管していないとしていることから、申立人の申立期間②における保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間③及び④について、申立人は、E社（F支店）に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、E社（F支店）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員のうち、連絡先の判明した者からは申立人の申立期間③及び④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

また、申立人は当時の給与明細書等を保有しておらず、E社（F支店）では、当時の資料を保管していないとしていることから、申立人の申立期間③及び④における保険料控除について確認することができない。

なお、申立人は記憶していないとしているものの、申立人は、申立期間③と申立期間④の間の期間である昭和25年5月13日から同年5月26日までの期間において、I社で厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、同社に同年4月に入社したとする従業員は、申立人を覚えているとし、申立人は同社に少なくとも1年くらいは在籍していたと供述している。

このほか、申立人の申立期間③及び④における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 17264

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 1 月 1 日から 5 年 1 月 21 日まで
A社の代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の総額に見合う標準報酬月額と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、平成 4 年 1 月から同年 12 月までは 53 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 5 年 1 月 21 日）の後の 5 年 2 月 19 日付で、遡って 8 万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によれば、申立人は申立期間及び上記減額訂正処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、平成 5 年 1 月にA社が倒産し、同年 3 月に破産宣告を受けた後は、破産管財人に全てを任せていたとしているが、当該処理日は破産管財人の選任前であり、申立人は代表取締役である上、申立人は、同社では社会保険の届出事務を自ら行い、また、代表者印は、破産管財人が選任されるまでの間は自ら管理していたことから、申立人が同社の代表取締役として、標準報酬月額の減額訂正について関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る減額訂正処理に関与しながら、その減額処理が有効でないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 8 日から 42 年 2 月 26 日まで
② 昭和 45 年 3 月から 55 年 12 月まで

A事業所並びにB事業所又はC事業所に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①に勤務していたとするA事業所は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録は無く、A事業所の代表者を特定することができない。

さらに、申立人は、A事業所における事業主及び同僚の氏名を覚えておらず、これらの者から、申立人の当該事業所における勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立人が申立期間②に勤務していたとするB事業所又はC事業所は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録は無く、B事業所又はC事業所の代表者を特定することができない。

さらに、申立人は、B事業所又はC事業所における事業主及び同僚の氏名を覚えておらず、これらの者から、申立人の当該事業所における勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が

厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 1 月 1 日から 7 年 8 月 1 日まで
A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、それ以前の標準報酬月額より低く記録されている。当時の決算報告書では報酬額は高額なので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 6 年 1 月から同年 6 月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初 53 万円と記録されていたところ、同年 7 月 6 日付けで同年 1 月に遡って 8 万円に引き下げられていることが確認できる。

一方A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間に同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人から提出されたA社の第 10 期（自平成 5 年 4 月 21 日、至 6 年 4 月 20 日）及び第 11 期（自平成 6 年 4 月 21 日、至 7 年 4 月 20 日）の決算報告書では、申立人の役員報酬は、平成 5 年 4 月 21 日から 6 年 4 月 20 日までは年額 556 万円、同年 4 月 21 日から 7 年 4 月 20 日までは年額 767 万円と記載されていることが確認できる。

しかし、A社の取引金融機関であるB協同組合から提出された同社の流動性貯金元帳の記録によると、申立期間に支払われた同社の社会保険料額（*円）と、上記減額訂正後の標準報酬月額から算出した同社の社会保険料額（*円）はおおむね一致することから、同社は、申立期間当時、上記減額訂正後の標準報酬月額に基づく社会保険料を社会保険事務所（当時）に納付していたことが推認できる。

また、申立人は、「A社における社会保険の届出事務について、全て取締役でもある妻が行っていた。通常の事務処理に関しては、代表印の管理も任せていた。しかし、出来上がった書類を確認することはあった。」と供述していることから、申立人は同社における社会保険の届出事務に関与していたと認められる。このことから、当該遡及訂正処理に関しても、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、

又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

一方、申立期間のうち、平成6年7月から7年7月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、6年7月6日付けの随時改定処理により同年7月から同年9月までは8万円、同年8月26日付けで同年10月の定時決定処理が行われたことにより、同年10月は8万円、同年11月から7年7月までは、法律改正により9万2,000円と記録されており、上記定時決定について、社会保険事務所の事務処理に不合理な点は見当たらない。また、上記のとおり申立期間に支払われたA社の社会保険料額（*円）と、同社に係るオンライン記録の標準報酬月額から算出した社会保険料額（*円）はおおむね一致することから、同社は、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく社会保険料を社会保険事務所に納付していたことが推認できる。

さらに、申立人は、当該期間に係る給与明細書等の厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保有していない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

このことから、仮に、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当することから、当該期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

東京厚生年金 事案 17267 (事案 12338 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月 14 日から同年 4 月 7 日まで

A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てた結果、同委員会から、自分が提出した日記により、期間は特定できないものの勤務は推認できるが、保険料控除を確認できる関連資料や周辺事情が無いなどの理由により、平成 22 年 10 月に記録が訂正できないとの通知があった。

しかし、申立期間当時、A社の社宅に住んでいたことが分かる手紙の封筒を保有しており、B社から一緒にA社に転職した同僚及び申立期間当時に世話になった者を思い出したので、再度調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が提出した日記により、期間は特定できないものの、A社における勤務は推認できるが、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主及び申立人が記憶している同社の工場長は既に死亡していることから、厚生年金保険料の控除を確認できないこと、また、上記日記の「公共職業安定所から失業保険給付を 8,400 円もらった。」との記載から、当時、申立人は失業中であったと認められ、同社では、厚生年金保険に加入していないと考えられることなどの理由から、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 10 月 6 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、「勤務していたことは事実であり、申立期間当時、A社の社宅に住んでいたことが分かる手紙の封筒を保有している。また、B社から一緒にA社に転職した同僚及び申立期間当時に世話になった者を思い出したので、再度調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。」としている。

このため、当委員会は、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人が記憶していた同僚の名字と同一の従業員に照会したが、回答が得られない。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人が同社から一緒に転勤したと記憶していた同僚の名字と同一の従業員 2 名に照会したが、2 名とも「自分はA社に

は勤務していない。」旨回答している。

さらに、申立期間当時、申立人が世話になったとする者は、「申立人とは、B社で知り合ったが、A社については全く知らない。同社の社宅についても知らない。」と回答しているため、申立人の同社における勤務実態及び申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人が、「A社の社宅に住んでいたことが分かる。」と主張し、提出している手紙の封筒については、封筒に記載された住所が同社社宅の所在地であり、昭和41年3月11日付けの消印が確認できるが、当該封筒の記載からは、申立人の保険料控除について確認することはできない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 9 月 20 日から同年 10 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与所得の源泉徴収票では、平成 16 年 9 月 20 日に同社に入社したことが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社に係る平成 16 年分給与所得の源泉徴収票並びに同社から提出された労働条件通知書及び退職願により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記源泉徴収票並びに申立人がA社の前に勤務したB社及びC社に係る平成 16 年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料控除額により、A社における申立人の給与から、同年9月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社から提出された「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「平成 16 年 10 月分の厚生年金保険料増減内訳書」において、申立人の資格取得日は同年 10 月 1 日と記載されていることが確認できる。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月から 47 年 2 月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務し、給与から保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の上司並びに申立期間当時の社会保険及び給与計算担当者が「申立人は正社員として同社に勤務していた。」と回答していること、申立人が氏名を記憶していた同社の複数の同僚が、同社に係る事業所別被保険者名簿により、同社において厚生年金保険に加入していたことが確認できることから、申立人は、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「当社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の控えを確認したところ、申立期間の通し番号に欠番が無いため、申立人は加入していないと思われる。正社員としての適格性を判断するまでの期間や本人からの希望等が提出されるまでの期間等、厚生年金保険の資格取得日に係る届出をするまでは保険料は控除していない。」と回答しているため、同社から申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の申立期間当時の社会保険及び給与計算担当者は、「事業主と従業員との面談により、社会保険に加入する人としなない人がいた。加入している人の給与から厚生年金保険料を控除したが、加入していない人からは控除していなかった。」と述べている。

さらに、上記被保険者名簿では、申立人がA社と一緒に入社したと述べている従業員並びに上記社会保険及び給与計算担当者が氏名を記憶していた複数の従業員の氏名を確認することができない。

加えて、上記被保険者名簿には、申立期間の整理番号に欠番が無い。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 12 月 1 日から 4 年 8 月 1 日まで
② 平成 8 年 3 月 31 日から同年 8 月 10 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬月額より低くなっており、申立期間②については厚生年金保険の加入記録が無いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A社において、給与明細書等が無いものの、給料はずっと 30 万円で、昇給や降給は無く、申立期間①においても月額 30 万円が支給されていたと強く主張している。

しかし、オンライン記録によると、申立人の平成 2 年 12 月 1 日の資格取得は同年 12 月 18 日に処理され、3 年 10 月の定時決定は同年 8 月 17 日に処理されており、いずれも標準報酬月額は 26 万円で記録され、遡って訂正される等の不自然な処理は見当たらない。

また、オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の事業主は所在が不明であることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社で厚生年金保険の加入記録がある 7 人（上記事業主と申立人を除く）のうち、所在が確認できた二人に照会したところ、一人は、経理や社会保険事務は社長が一人でやっていたとしており、ほかの一人は、経理や社会保険事務を誰が担当していたか分からないとしていることから、上記同僚及び経理、社会保険事務担当者から申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除についての供述を得ることはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、A社に平成 8 年 8 月まで勤務していたと申し立

てている。

しかし、オンライン記録によると、A社は平成8年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A社の事業主は所在が不明であることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年3月31日まで上記事業主と申立人を除く加入記録がある二人はいずれも所在が不明であることから、これらの者から申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月1日から23年3月1日まで
② 昭和26年4月1日から33年1月1日まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの会社に勤務していたので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務したと申し立てている。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、その所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない。

また、申立人が姓のみを記憶していた同僚5人は、いずれも連絡先が確認できないことから、これらの者から申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて供述を得ることができない。

さらに、申立人は、申立期間①のうち、昭和21年4月5日から22年6月5日までについては、A社とは別の事業所での被保険者記録が確認できる。

加えて、申立期間①において当該事業所で被保険者記録があり、連絡先が判明した二人に照会したところ、二人とも申立人を記憶していないとしていることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて供述を得ることはできない。

申立期間②について、元事業主の子及び申立人の供述から、期間は特定できないものの、申立人は、B社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、B社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、B社の商業登記簿謄本によると、同社は既に解散している上、事業主とは連絡が取れないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が姓のみを記憶する同僚4人はいずれも連絡先が確認できないことから、これらの者から申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案17288

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月21日から同年4月14日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述により確認できる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿では、同社は、昭和43年7月15日にB区で任意適用事業所となっているものの、46年1月21日付けで、移転により社会保険事務所（当時）の管轄が変わったことを理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その後、同年4月14日付けで、C区において再度、任意適用事業所となっており、申立期間においては、適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人を含むA社の従業員11名全員が、同社が適用事業所でなくなった昭和46年1月21日付けで資格を喪失し、その後、他の事業所での加入記録が確認できる1名を除く10名の者が、同社が再度適用事業所となった同年4月14日付けで、再度資格取得していることが確認できる。

このことについて、現在のA社の事業主（申立期間当時の事業主の妻）は、「うちはずっと飲食店を経営している。当時の事業主及び厚生年金保険事務担当者は亡くなっており、また、当時の資料が無いので、当時どういった手続をしたか分からず、保険料控除をしていたかどうかについても分からない。」旨供述している。

さらに、申立人及び複数の同僚のいずれもが、申立期間の厚生年金保険料控除を確認できる給与明細書等を保有しておらず、保険料控除についても記憶が無い旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月16日から同年10月15日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社を退職したのは秋頃だったと記憶しており、資格喪失月が2月となっていることには納得がいかないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年10月15日頃までA社のC店に勤務していたと主張している。

しかしながら、B社が提出した申立人に係る人事記録によると、申立人は、昭和57年2月15日にA社のC店を退職した旨記録されており、これは同年2月16日が資格喪失日となっているオンライン記録及び同社が加入していたD厚生年金基金の記録と一致する。

また、B社の担当者は、「当社では、提出した人事記録以外の資料を保管していないが、当該人事記録から判断すると、申立人は、昭和57年2月15日付けでC店を退職していると思われ、申立期間に申立人の給与から保険料を控除することは考えられない。」と回答している。

さらに、申立期間にA社において被保険者となっている複数の従業員に申立人のC店における勤務実態について照会したが、回答があった従業員の中にはC店に勤務した者はおらず、申立人の勤務期間などの勤務実態等について確認することはできない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人と同じく資格喪失日が昭和57年2月16日と記録されている被保険者に、自身の退職日について同年2月15日で間違いないかを照会したところ、回答の得られた5名全員が、「退職日に間違いは無い。」と回答している。

また、申立人が記憶しているA社の前任支店（E店）の上司及び同僚に対し、申立人の申立期間における勤務状況について照会したところ、「申立期間に申立人がC店に勤務していたかどうかは分からない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月1日から36年7月1日まで
② 昭和50年1月1日から53年1月1日まで

大学を卒業後の昭和32年4月からA社（現在は、B社）に勤務した申立期間①及び同僚からの情報によりC社（現在は、D社）に勤務していたことが分かった申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。両期間にそれぞれの事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の妻は、申立人が大学を卒業した昭和32年4月からA社（勤務地はE地区F）に勤務していたと主張している。

しかしながら、B社では、「A社は、申立期間①当時において、E地区ではG区Fにあった本社とH区にあったE地区事業所の2か所の事業所が存立していたところ、同社本社及び同社E地区事業所における人事台帳に申立人の記録は無く、また、現在、社内には申立期間①当時を知る者はおらず、申立人の勤務を確認できない。」と回答しており、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、B社は、「大卒で入社したのならば正社員であり、当然、厚生年金保険に加入させていたはずである。」と回答しているところ、申立期間①について、A社本社及び同社E地区事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は見当たらない上、整理番号は連続しており、かつ、欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考えにくい。

さらに、A社本社及び同社E地区事業所に勤務していた従業員に照会したところ、回答があった18名はいずれも申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間①における勤務を確認できない。

加えて、申立人の妻は、申立人のA社における同僚や上司の名前を覚えておらず、また、同社に係る給料明細書等の勤務や保険料控除が分かる資料を保持していないことか

ら、同社での勤務や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人の妻は、知人から、申立人がC社において共に勤務していたとの情報を得たことにより、申立てに至った旨主張している。

しかしながら、D社は、「申立期間②当時の資料が無いため、申立人の雇用の事実について分からない。」と回答している。

また、C社が加入していたI厚生年金基金は、「同社は、昭和42年6月1日から平成21年2月21日まで当基金に加入していたが、同社における申立人の加入記録は無い。」と回答している。加えて、同基金は、「厚生年金保険の資格取得及び資格喪失に係る届出は複写式の様式が使用されており、当基金にも複写分が送付されていた。」と回答しているところから、仮に、社会保険事務所（当時）に資格の取得及び喪失を届け出たならば、同基金において、申立期間②に係る資格の取得及び喪失が記録されているはずである。

一方、申立人に係る雇用保険の加入記録によると、申立期間②を含む昭和49年12月28日から平成9年2月20日までの期間において、J社において加入記録があることが確認できる上、同社が提出した人事管理簿の人事マスター画面の写しによると、申立人は、同社に昭和49年12月28日に入社し、平成9年2月20日に退職と記録されており、申立期間②においては同社に勤務していたと認められる。

また、J社における厚生年金保険の加入に関しては、同社から提出された「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、資格取得日は、昭和53年1月1日、資格喪失日は平成9年2月21日であることが確認でき、オンライン記録と一致することが確認できる。

このように、申立人は、J社において、雇用保険の資格取得日から3年ほど遅れて厚生年金保険の資格を取得しているが、雇用保険及び厚生年金保険の加入記録によると同社においては、類似の例が多数見受けられるところ、同社は、「厚生年金保険の資格取得届を出す前に厚生年金保険料を給与から控除することは考えられない。また、厚生年金保険の資格取得日が雇用保険の資格取得日より数か月あるいは数年遅れている場合があることについては、その間はアルバイト勤務であったことや本人が保険料を支払いたくなくために加入しなかったことも考えられる。」旨回答している。

このため、J社においては、申立期間②当時、従業員を採用後数か月から数年を経て、厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案17291（事案10954の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から32年10月30日まで

A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いことから、第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができないとの通知があった。

しかし、勤務していたことは確かであり、第三者委員会の判断に納得できない。新たな資料や情報は無いが、再度検討して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した慰安旅行で撮影された写真及び同僚等の供述から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社の当時の事業主は死亡しており、また、申立人が記憶する上司2名に照会したが、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する供述等は得られなかった。

また、申立期間にA社で厚生年金保険の加入記録がある者に、同社における厚生年金保険の加入の取扱いについて照会したところ、同社入社日と資格取得日が相違していると回答した3名は、「同社には入社後、試用期間があり、試用期間中の者については、厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料の控除もしていなかった。」と供述している。

さらに、上記写真の中で申立人が氏名を記憶する同僚の中には、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿でその氏名を確認することができない者がみられることから、事業主は、当時、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

加えて、上記被保険者名簿においては、健康保険番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料や周辺事情は見当たらない。

以上の理由から、申立期間について、平成22年7月28日付けで既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことは確かであり、上記通知に納得できないと主張しているが、申立人が同社に勤務していたことは確認できるものの、厚生年金保険料の控除について確認できる新たな資料等はなく、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年9月1日から57年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していた。同社及び同社が加入している団体から頂いた永年勤続表彰状を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社が平成2年9月29日付けで申立人に対し授与した10年間の永年勤続表彰状及び同社が加盟していたB協会が昭和60年2月13日付けで申立人に対し授与した5年間の永年勤続表彰状により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、申立人に係る雇用保険の受給記録によると、昭和55年8月30日に前職を離職後、同年9月24日に求職者給付の受給手続を行い、同年12月17日から56年10月12日まで基本手当を受給していることが確認できることから、申立人が当該期間にA社において報酬を得ていたとは考えられない。

また、A社は、申立期間における申立人の賃金台帳など厚生年金保険に係る資料を保存していないため、申立人の申立期間に係る報酬額や厚生年金保険料控除額について確認することができない旨回答している。

さらに、A社は、「社員であるならば社会保険と雇用保険はセットで加入させている。また当社は、83歳でも働いていた人もいたくらいで、比較的高齢者が多く、年金をもらっているから厚生年金保険には入りたくない、入っても受給年数に満たなく、どうせもらえないならば入らない、と言う人もいた。申立人は本人の意向で入らなかったのではないか。」と供述しており、当時において、高年齢者の厚生年金保険への加入については、本人の意向に左右されていたことがうかがわれる。

加えて、申立人は、昭和55年12月4日に裁定請求をし、老齢厚生年金を受給してい

ることが確認できることから、本人の意思により厚生年金保険に加入しなかったと判断するのが相当である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案17293

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年11月9日から39年10月16日まで
② 昭和39年11月1日から41年2月1日まで

平成22年秋に年金事務所からはがきを頂き、申立期間について脱退手当金が支給されているとのことだったが、私は、申立期間の脱退手当金を請求したことも、もらったことも無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所の事業所別被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間前に支給記録のある脱退手当金については、受給したことを認めていることから、申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月10日から20年8月15日まで

A社(現在は、B社)に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。徴用され同社では旋盤工として勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における申立期間当時の仕事内容等を具体的に供述していることから、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、「現存する申立期間当時の労働者年金保険被保険者資格取得届(控)を確認したが、申立人の記録は見当たらず、申立人が申立期間に勤務していたかは不明である。また、当時、社員は厚生年金保険に加入させていたが、徴用工などの社員以外の厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答している。

また、B社から提出のあった労働者年金保険被保険者資格取得届(控)は、従業員の厚生年金保険の記号番号が連番で記載されており、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿と記録を照合したところ、それらの者は届出どおりに被保険者資格を取得し、記号番号は一致していることが確認できる。

さらに、申立人はA社における当時の上司及び同僚等の氏名を覚えておらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に資格を取得していることが確認できる複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、これらの者から申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年から 49 年まで(被保険者期間は除く。)
② 昭和 51 年から 52 年まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に両社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録により、申立人はA社において昭和 46 年 2 月 1 日から同年 3 月 31 日までの期間及び 47 年 9 月 1 日から 48 年 9 月 29 日までの期間に雇用保険に加入していることが確認でき、当該期間は申立人の同社における厚生年金保険の被保険者期間と符合していることが確認できる。

また、A社は、「当時の事業主は既に死亡しており、当時の書類で残っているのは手帳だけである。」と回答しているが、当該手帳には、同社に係る事業所別被保険者名簿で確認できる申立人の厚生年金保険の 2 回にわたる加入記録（記号番号、被保険者期間及び健康保険の整理番号）と同一内容のメモ書きが確認できる上、退職日が昭和 46 年 3 月 31 日及び 48 年 9 月 29 日と記載されていることが確認できる。

さらに、上記手帳に記載されている従業員のうち、雇用保険の加入記録が確認できた申立人を含む 5 人については、雇用保険の加入期間と厚生年金保険の被保険者期間は符合していることが確認できる。

加えて、申立人を記憶しているA社の従業員は、申立人の勤務期間を記憶しておらず、そのうち一人は、「申立人は一度退社して再度入社した。」旨供述している。

2 申立期間②について、B社の元従業員の供述により、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、申立期間②のうち昭和 51 年 11 月 1 日から 52 年 1 月 15 日までの期間に他社において雇用保険に加入していることが確認できることから、当

該期間にB社に勤務していたことは考え難い。

また、B社は既に解散し、同社の元従業員は、「当時の事業主は既に死亡しており、当時の資料は無い。」と回答しており、「厚生年金保険に加入させる判断は社長が行っていた。」旨供述していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の取扱いについて確認することができない。

さらに、B社に係る事業所別被保険者名簿には申立期間②において、整理番号に欠番は無く、不自然な記載は見当たらない。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年8月1日から27年頃まで
② 昭和32年8月13日から33年10月頃まで
③ 昭和36年8月1日から38年5月頃まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①、B社に勤務した期間のうちの申立期間②及びC社に勤務した期間のうちの申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の従業員の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該期間当時に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は既に解散し、事業主も所在不明であるため申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、被保険者資格の取得及び喪失の記録に訂正などの不合理な記録は確認できない。

2 申立期間②について、申立人はB社に勤務していたと主張しているが、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人の勤務実態及び同社の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該期間を含む前後の期間に被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者はいなかった。

3 申立期間③について、申立人はC社に勤務していたと主張しているが、適用事業所名簿によれば、同社は昭和37年1月11日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、C社は既に解散し、事業主も所在不明であることから、申立人の勤務実態及び同社の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、C社の複数の元従業員に照会したところ、昭和36年9月21日に厚生年

金保険の被保険者資格を喪失している者は、「申立人は自分より早く辞めた。」旨供述している。

4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月 26 日から 54 年 3 月 1 日まで

A社（現在は、B社）又はC社（その後、法人化によりD社。現在は、E社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。両社の代表者は兄弟で、A社に勤務していた弟がC社を立ち上げた際に、自分も同事業所に移った。被保険者記録が存在する前後の期間と同様、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社の当時の代表者は、自身はA社において専務取締役であったが、昭和 48 年 11 月頃に同社の事業の一部を分離・独立させてC社を立ち上げた際に、A社に勤務していた申立人及び同僚の二人を連れて出た記憶がある旨供述しており、同社の当時の代表者も同様の供述を行っていること及びD社における当時の従業員の供述から判断すると、申立人が、申立期間当時、C社及びD社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 54 年 3 月 1 日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、上記D社の当時の代表者は、C社を立ち上げ、会社設立の登記を行った頃は、経営状況が厳しく、会社として社会保険に加入しておらず、厚生年金保険に加入したのは昭和 54 年春頃である旨供述している。

さらに、申立人及び上記D社の当時の代表者の供述により、同社がC社として独立した際の3人の従業員のうち、残りの一人とされる同僚は、連絡先が不明であるため供述が得られないが、D社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録では、当該同僚は、申立人と同日の昭和 54 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、同日以前は厚生年金保険の加入記録が無い。

加えて、D社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人と同日の昭和 54 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる複数の従業員のうち、連絡の取れた従業員は、同社に入社してから、同社が厚

生年金保険の適用事業所となった同年3月1日までの期間に厚生年金保険料の給与からの控除は無かった旨供述している。

また、B社の担当者は、A社の当時の社会保険事務担当者は既に死亡しており、また、申立人に係る資料も保存していないため、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から同年 10 月まで

A社（現在は、B社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。臨時社員であったかもしれないが、申立期間に同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、当時、厚生年金保険に加入していたことが確認できる申立人の親族の供述及び当時の従業員の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社では、申立期間当時の従業員に係る資料を保存していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない旨回答している。

また、B社は、当時のA社における厚生年金保険の取扱いについて、臨時社員（アルバイト）として働いていた従業員については、社会保険への加入は原則的に無かった旨回答している。

さらに、申立人の供述により、当時、A社への入社に当たって申立人を面接したとされる上司は、連絡先が不明であるため供述が得られず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

加えて、申立期間についてA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したものの、申立人の氏名は記載されておらず、健康保険番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月から 42 年 12 月まで

A社（現在は、B社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、同社C支店管内のD営業所及びE営業所において、営業に従事していた旨申し立てている。

しかしながら、B社では、申立期間当時、申立人のような営業従事者は、A社C支店とは直接雇用関係は無く、同社同支店から商品の販売を委託された管内の営業所長との間で、個人事業主として商品の委託販売契約を締結し、販売した商品の売上げに応じて、当該営業所長から販売手数料を受け取っていたものと思われる旨回答している。

また、B社の回答において、申立期間当時、A社から商品の販売を委託されていたとされる同社C支店の当時の代表者は、連絡先が不明であるため供述が得られず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

さらに、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員のうち、連絡の取れた10人は、いずれも経理、事務等に従事していた旨回答しており、申立人と同一の職種である営業に従事していた旨回答している従業員は見当たらない。

加えて、申立人は、オンライン記録により、申立期間のうち、昭和38年4月から39年12月まで及び40年4月から同年9月までの期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年頃から 53 年頃まで

A社（現在は、B社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社にパートとして勤務し、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における当時の従業員の供述及び同社における当時の状況についての申立人の具体的な供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、同社が創業した昭和 29 年から解散・閉鎖した平成 2 年までの期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書を全て保管しており、その中に申立人の名前が無いことから、申立人は厚生年金保険に加入していなかったと思う旨回答している。

また、B社の総務・経理担当者は、申立期間当時、A社では、工場勤務の従業員のうち、正社員のみ厚生年金保険に加入させていた旨供述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間同時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員のうち、連絡の取れた二人の従業員は、共に、同社にパートとして入社してから、一定期間（3か月又は 12 か月）経過後に、正社員として厚生年金保険に加入した旨供述している。

加えて、申立期間についてA社に係る事業所別被保険者名簿を確認したものの、申立人の氏名は記載されておらず、健康保険番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 17301

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 27 日から同年 6 月 8 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に正社員として勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録等により、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 42 年 6 月 8 日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、オンライン記録では、A社は昭和 52 年 1 月 19 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の当時の代表者とは連絡が取れないため供述が得られず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

さらに、申立人がA社の関連会社であるB社からA社と一緒に異動したとする同僚は、同社及びB社に係る事業所別被保険者名簿並びにオンライン記録では、申立人と同様、昭和 42 年 3 月 27 日から同年 6 月 8 日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

加えて、B社及びA社に係る事業所別被保険者名簿並びに雇用保険の加入記録から、B社における資格喪失日（昭和 42 年 3 月 27 日）及びA社における資格取得日（昭和 42 年 6 月 8 日）が申立人と同日であり、かつ、A社における雇用保険の資格取得日（昭和 42 年 3 月 3 日）が同じ従業員が 3 人（上記同僚を含む。）確認できるところ、これら 3 人はいずれも、当該厚生年金保険の未加入期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について記憶しておらず、また、当時の給与明細書等を保管していない旨供述しているため、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社及びB社に係る事業所別被保険者名簿並びにオンライン記録から、申立期間である昭和42年3月27日から同年6月8日までの期間に厚生年金保険の未加入期間が認められる14人の従業員（申立人を除く。）のうち、上記3人を除く11人は、いずれも既に死亡しているか、連絡先が不明又は連絡が取れないため供述が得られず、申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 17302

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 48 年 9 月 1 日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主の回答及び当時の状況に関する申立人の具体的な供述により、申立人は、申立期間当時、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が勤務したと主張しているA社については、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、当該事業所名及び類似の名称での確認を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、A社は、昭和 43 年の設立以後、現在に至るまで厚生年金保険の適用事業所となっていないため、申立人は申立期間に同社において厚生年金保険に加入しておらず、また、申立期間に申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

さらに、申立人が記憶していた同僚の一人は、申立人が申立期間より前に勤務していたD社に係る事業所別被保険者名簿から、同社において申立人と同時期に勤務していることが確認できるが、A社における厚生年金保険の加入記録を確認することができない。

加えて、上記同僚及び申立人が記憶していたもう一人の同僚は、共に連絡先が不明であるため供述が得られず、申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月1日から39年10月1日まで
ねんきん定期便（標準報酬月額月別状況）を確認したところ、A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額が3万円から2万円に下がっているが、昭和38年10月は昇給月であり、3,000円の昇給で3万3,000円になるはずである。同社では営業職として勤務し、給与は労働組合と交渉して決定されていたので、下がることは考えられない。給与明細書等はないが、申立期間に長期欠勤や給与が減額されたことはないので、調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿では、同社は昭和51年8月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は連絡先不明であることから、申立期間当時の賃金台帳等は確認できない上、申立人も給与明細書等を保有しておらず、申立人の主張する報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料について確認することができない。

また、当時のA社本社の経理担当者は所在不明であり、後任の担当者は、「私は昭和38年10月の入社で、40年頃までは給与計算及び社会保険業務には携わっていないので、申立人の標準報酬月額が下がった理由については分からないが、営業職は固定給で、組合があったので昇給は毎年あり、39年頃は春・秋の2回程度の賃金改定があったと聞いている。時間外手当の支給は、百貨店、生産関係、管理関係のみで、営業で専門店の従事者には支給されなかった。同じ営業職でも手当の支給は営業先などにより違う場合もあったようだ。」と供述している。

さらに、上記被保険者名簿において、昭和38年10月1日現在で厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員102人のうち、同年10月の標準報酬月額の定時決定時に標準報酬月額が下がった者は申立人以外に13人おり、その下がり幅は2,000円から8,000円となっている。

加えて、上記従業員102人において、営業職であった9人のうち、上述の昭和38

年10月の定時決定時に標準報酬月額が下がった者が二人（それぞれ3,000円、4,000円の減額）見られる上、申立期間を含む前後の期間に標準報酬月額が下がった者が5人（2,000円から4,000円の減額）見られることが確認できる。

なお、上記被保険者名簿では、申立人の標準報酬月額について遡って訂正が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月1日から40年3月1日まで
② 昭和40年10月20日から42年10月まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。入社して1年間はアルバイトとして勤務し、その後正社員となった。同社に勤務していたのは間違いないので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚及び従業員の供述から判断すると、申立人はA社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主及び社会保険業務を担当していた事業主の妻（申立人の実姉）は連絡先不明のため、申立期間①当時における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記の同僚は、「自身は事業主の妻であるお婆の勧めで、当初、A社にアルバイトとして働き始め、1年程経過してから社会保険に加入させてくれたような記憶がある。身内の会社でもあり、入社に際してきちんとしたけじめも無かったことから、自身の正式な入社日は分からない。申立人も同じような取扱いではなかったかと思う。また、社会保険の適用は、お婆が税金対策等の会社の都合で、厚生年金保険の加入及び脱退の手続きを取っていたように思う。」旨供述している。

さらに、当該同僚は、昭和38年4月頃からA社で働き始めたとしているところ、同社の事業所別被保険者名簿によると、同人が厚生年金保険の被保険者となったのは39年12月1日であり、被保険者になるまで1年以上要していることが確認できる。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人の被保険者資格取得日と同日である昭和40年3月1日に被保険者資格を取得している従業員3人に照会したところ、二人の従業員は、「同社で勤務していた申立人を記憶しているが、勤務期間及び社会保険の取扱いについては不明。」と回答している。また、そのう

ちの一人は、「自身の同社への入社日は昭和 39 年 2 月頃である。」と回答しており、入社日から被保険者となった日まで 1 年以上経過していることが確認できる。

これらのことから、A 社では、入社後一定期間厚生年金保険に加入させない取扱いであったことがうかがえる。

なお、申立人は申立期間①において国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、上述の同僚は、「自身は昭和 41 年 2 月頃に A 社を退職した。自身が退職したときには、申立人はまだ在職していたように記憶している。」と供述しており、申立人は、引き続き昭和 41 年 2 月頃まで同社で勤務していたことがうかがえる。

しかし、上述のとおり、A 社の事業主及び社会保険担当者から厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 社に係る事業所別被保険者名簿から、当時、厚生年金保険の被保険者であった従業員 17 人に照会したところ、昭和 39 年 10 月に同社で被保険者資格を喪失している従業員は、「必ずしも正確な記憶ではないが、昭和 39 年 10 月に自身の子供が生まれていることから、その時期に A 社を退職したとは考えられない。同社での資格喪失時期は退職時期より早い時期となっており一致していない。」と供述しており、上述の同僚の供述を裏付けるものと考えられる。

なお、申立人は申立期間②において国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間②については、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 1 月 1 日から平成元年 7 月 1 日まで
② 平成 5 年 3 月 1 日から 6 年 4 月 27 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、代表取締役であったが、一連の処理に心当たりが無いので、申立期間①及び②の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、「当時の標準報酬月額について確認できる関係資料を保有していない。」旨供述していることから、A社における当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

そこで、オンライン記録から、A社の複数の元従業員に照会したが、「当該期間当時の同社の経営状況は悪くはなく、自身の標準報酬月額について記録上問題はない。」旨供述しているなど、申立人の主張する標準報酬月額及び保険料控除額を確認することができなかった。

また、オンライン記録によると、申立人の申立期間①の標準報酬月額が遡及訂正されるなどの不自然な点は認められない上、A社の複数の元従業員の標準報酬月額を確認したが、当該元従業員の標準報酬月額は、いずれも通常の算定届が記録されており、遡及して訂正された形跡は確認できない。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②については、申立人は、A社の商業登記簿謄本によると同社の代表者として在職しており、オンライン記録によると厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年4月27日より後の同年4月28日付けで、5年3月から6年3月までは50万円が9万8,000円に訂正処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、「標準報酬月額が減額訂正処理された平成6年4月28日時点では、商業登記簿上、A社の代表取締役であり、代表者印の管理を含め経営全般を掌握していた。」旨供述していることから、当該訂正処理日には同社の代表取締役であったことが認められる。

さらに、申立人は、「当該期間当時、当社の経営状況は厳しく社会保険料の滞納もあったので、社会保険事務所（当時）と相談し、書類に代表者印を押して提出した記憶がある。」旨供述している上、A社の元取締役も「当該期間当時、当社の経営状況は悪化しており、給与の遅配などもあった。標準報酬月額の減額の届出についての権限を有していたのは、代表者である申立人以外にはいなかった。」旨供述していることから、社会保険事務所が、代表者であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に関与しながら、当該訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 17312

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 11 月から 58 年 7 月まで

A社B営業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 56 年 11 月から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間の一部期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社及び同社B営業所は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、A社の歴代の代表者は所在不明であり、申立人が同社の元従業員を覚えていないことから、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

なお、オンライン記録によると、A社の歴代の代表者が厚生年金保険及び国民年金に加入していたことは確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 17316

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月 9 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 38 年 10 月 1 日から 41 年 2 月 1 日まで

平成 22 年 9 月に、年金事務所から届いたはがきを見て、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、脱退手当金の支給日には、出産のためA県B市の実家に帰っていたので、脱退手当金を受け取れる状況ではなかったし、受け取った記憶も無いので、脱退手当金を受け取っていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金の支給決定は、昭和 42 年 7 月 21 日に行われた旨の記録があるところ、当該記録においては、現在、被保険者期間となっている申立期間の前に勤務したC社における被保険者期間が支給対象となっていないが、当該期間については、別途、申立人の基礎年金番号に未統合の当該期間に係る脱退手当金の支給記録が見付かっており、当該期間が、同年 7 月 21 日の支給決定の対象となっていないことに不自然さは無い。

また、申立人のD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に不自然な計算上の誤りは無く、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 17322 (事案 5765 及び事案 12010 の再々申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 9 月 1 日から 12 年 2 月 29 日まで

A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が相違している旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から標準報酬月額の減額処理に関与していたものと認められ、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されないとして、記録訂正のあっせんはできないとの通知があった。

しかし、標準報酬月額の減額処理には関与しておらず、今回新たに、A社の社会保険事務を委託したことがある社会保険労務士の名前を思い出し、また、同社名義の預金通帳を提出するので、再度調査して、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 12 年 2 月 29 日の後の同年 3 月 13 日に減額訂正されていることが確認できるが、同社の代表取締役であった申立人が、当該減額処理に関与していたと認められることから、既に当委員会の決定に基づき 21 年 12 月 16 日付け及び 22 年 9 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、当該標準報酬月額の減額処理には関与しておらず、今回新たに、A社の社会保険業務を委託したことがある社会保険労務士の名前を思い出し、また、同社名義の預金通帳を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしいとして再申立てしている。

しかしながら、上記社会保険労務士は、平成 6 年頃に 1 年間くらいA社の社会保険業務を受託したが、その後は受託していないと供述しており、また、申立人から提出された同社名義の預金通帳からも、申立人が標準報酬月額の減額処理に関与していなかったとする事情は認められず、このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情がうかがえず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録

の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 17323 (事案 295 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月 17 日から 44 年 3 月 31 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨第三者委員会に申し立てたが、給与からの保険料控除が確認できないなどの理由で記録訂正の必要が無いとの通知を受けた。当時の事業主及び従業員に照会を行い、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社から申立人宛に出された感謝状及び申立人の退職当時の状況に係る証言から、申立人が同社に勤務していたことは認められるものの、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について現在の事業主から事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかつたこと、申立人と同様に研修名目で勤務していた同僚も、同じく昭和 43 年 9 月 17 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、事業主は、申立人と同僚について、同時期に厚生年金保険被保険者資格の喪失手続を行ったものと考えられること等から、申立期間に厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 7 月 2 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、申立期間当時の事業主及び従業員に照会をしてほしいとして再度申し立てている。

今回、申立期間当時のA社の従業員及び同僚に照会したところ、複数の従業員等が、申立人は申立期間も研修生として同社に勤務していたと思うとしていることから、申立人が申立期間においても研修生として同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の申立期間当時の事業主は既に死亡しており、また、当時の経理及び社会保険事務担当者は、申立人についての明確な記憶が無いことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が申立人と同時期に研修名目で勤務していたとする同僚は、申立期間

に勤務していたと供述しているものの、申立期間に係る給与明細書等の資料を保有しておらず、厚生年金保険料の控除について明確に記憶していない。

以上のことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情がうかがえず、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月1日から24年4月1日まで
A社(事業所名は、B事務所)に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた従業員の供述及び申立人の同社における勤務に関する具体的な供述から判断すると、申立人は、勤務期間は特定できないものの、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事務所は、昭和24年4月1日から厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B事務所の人事記録を保管しているC事務所は、申立人の申立期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

さらに、B事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和24年4月1日に被保険者資格を取得した複数の従業員に照会し、同年以前から勤務していたと回答のあった二人は、厚生年金保険の加入については同年4月以降に加入し、同年3月以前の厚生年金保険料の控除については不明の旨供述している。

なお、D種従業員に対する社会保険の適用は、厚生省保険局長通知(昭和23年12月)により、「おおむね昭和24年1月1日を期して被保険者資格を取得させるよう措置されたい」とされており、上記のとおり、B事務所は同年4月1日から厚生年金保険の適用事業所となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。